概説：仏教の僧団法典と僧団組織の発展について

ペトラ・キーファー＝ピュルツ（著）
藤本庸裕・信賀加奈子・
木村紫・中山慧輝（訳）

概要

本稿の前半部は、仏教の僧団法典（vinaya, 律）の起源と発展、その編纂と年代を辿る。こうした法典は、仏教共同体の僧侶のための指針や指令として機能する諸々の規則と規定を含み、故に仏教の組織、すなわちサンガの研究にとっても重要である。最も広い意味の仏教共同体[1]は僧侶と一般信徒から構成される。他方、狭義の仏教共同体が指すものは僧侶、つまり比丘と比丘尼だけである。本稿の後半部が主題とするのは、この狭義の仏教共同体［すなわちサンガ（saṅgha）］である。というのも、僧侶のサンガこそが、ブッダの教えを伝え、比丘尼や見習い僧、一般信徒を教導し、それにより仏教を維持するという役割を担っていたからである。よって、後半部では仏教サンガの発展について概説し、その役割と律体系を明らかにしたい。

[1] 訳者注。原文には saṅgha とあるが、the Buddhist community に変えて訳出する。この点については、「2.1 僧団組織としてのサンガ」の冒頭に対する訳者注（10）を参照されたい。

目次

概要 ..... - 43 -
目次 ..... - 44 -
1. 僧団法典 ..... - 46 -
1.1 起源と発展 ..... - 46 -
1.2 律の編纂 ..... - 48 -
1.3 ***Vinayavibhaṅga*/*Suttavibhaṅga*** ..... - 48 -
1.4 ***Vastu*** あるいは ***Khandhaka*** ..... - 52 -
1.5 律に対する補遺 ..... - 53 -
1.6 律の年代 ..... - 55 -
1.7 ***Prātimokṣa*** の年代 ..... - 57 -
1.8 ***Vibhaṅga*** の年代 ..... - 61 -
1.9 ***Vastu*/*Khandhaka*** の年代 ..... - 61 -
1.10 **karmavācanā/kammavācā** の年代 ..... - 62 -
1.11 律に対する外的な影響 ..... - 65 -
1.12 後代の律文献 ..... - 66 -
2. 僧団組織（サンガ） ..... - 68 -
2.1 僧団組織としてのサンガ ..... - 68 -
2.2 仏教のさまざまな部派 ..... - 69 -
2.3 仏教サンガの律体系 ..... - 71 -
2.4 仏教サンガの生活の発展 ..... - 73 -
2.5 僧院の発展 ..... - 77 -
謝辞 ..... - 82 -
略号と参考文献 ..... - 82 -
略号 ..... - 82 -
一次文献 ..... - 82 -
二次文献 ..... - 83 -

訳者付記 .....- 93 -
著者付記 .....- 95 -

1. 僧団法典

1.1 起源と発展

伝承によると、ブッダは涅槃に入る前、自分が死んだ後は自らが説いたダンマ（dhamma）と律（vinaya）が信者にとって教師になるべきであると述べたという[1]。このように、ブッダは仏教共同体の長を任命せず、自らの教え（S. dharma, P. dhamma）に非常に高い権威を付与した。このブッダの教えは、経蔵（S. Sūtrapiṭaka, P. Suttapiṭaka）中に伝えられる彼の教説（S. sūtra, P. sutta）と、僧団法典（Vinayapiṭaka, 律蔵）中に伝わる僧侶のための規則から構成されている。いくつかの仏教部派（後述）は、この二つの集成に論蔵（S. Abhidharmapiṭaka, P. Abhidhammapiṭaka）と呼ばれる「高度な教え」（S. abhidharma, P. abhidhamma）の集成を付け加えた。この論蔵では経蔵の教えが体系化されている。以上の 3 部の教えは仏教の正典、いわゆる「三蔵」（S. tripiṭaka, P. tipiṭaka）を構成し、特定のテキストやテキストの一部を朗唱する専門の朗唱者（S., P. bhāṇaka）によって何世紀にもわたり口頭で伝承された[2]。初期の仏教共同体はブッダの死後数世紀の間に複数の部派に分かれ、また、それら種々の部派は各々独自の正典を伝承したことから、今日まで複数の正典、ひいてはさまざまな僧団法典が伝わっている。

六つの部派の律がおそらく完全な形で保存されている。それらは大衆部（Mahāsāṅghika）と五つの上座部（Sthaviravāda）系の部派、すなわち法蔵部（Dharmaguptaka）、化地部（Mahīśāsaka）、根本説一切有部（Mūla-sarvāstivādin）、説一切有部（Sarvāstivādin）、パーリ上座部（Theravādin）

---

[1] *Dīghanikāya* II 154.6–8.

[2] 律は「二つの *Vibhaṅga* の朗唱者」（P. ubhatovibhaṅgabhāṇaka）や「*Khandhaka* の朗唱者」（P. khandhakabhāṇaka）、すなわち、律の第 1 部や第 2 部を記憶した専門家によって唱えられていた（律の構成については、下記 48–55 頁を見よ）。初期の文献における種々の古い bhāṇaka の概要については、Drewes 2011, 332–335 参照。

(2)に属している[3]。パーリ上座部の律は中期インド語のパーリ語で伝承され、根本説一切有部の律はチベット語と中国語で伝えられているが、その他の部派の律は中国語訳でのみ現存する。さらに、サンスクリット語やガンダーラ語、トカラ語の断片資料が現存し、それらの帰属は法蔵部、雪山部（Haimavata, 帰属に異議あり）、飲光部（Kāśyapīya）、大衆部、大衆部・説出世部（Mahāsāṅghika-Lokottaravādin）、根本説一切有部、正量部（Sāṃmitīya）、説一切有部とされるが、一部の資料は未特定の部派に属する。碑文資料や中国人巡礼僧の報告書により、これらの部派の大半はその位置を特定することが可能である。パーリ上座部はスリランカ（後にビルマ、タイ、ラオス、カンボジアなど）に存在し、インド北東部（ブッダガヤ）と、おそらくネパールに飛び地を持ち（写本の発見）、南インドに分派を有していた。他の部派は全てインドに位置していた。大半は北インドや西北インド、今日のパキスタンやアフガニスタンにあったが、いくつかの部派は中央アジア（法蔵部、説一切有部、根本説一切有部）やチベット（根本説一切有部）にも存在した。その他の部派は東北インド（大衆部、根本説一切有部、正量部）に、あるいはインド南部、例えばアーンドラ・プラデーシュ州（大衆部、化地部、パーリ上座部（Theriya））に位置していた(3)。

---

(2) 訳者注。theravāda という語は、パーリ文献では「年長者たちの見解」を意味し（Gethin 2012, 9）、特定の種類の仏教を指す呼称としては比較的新しい（Skilling 2012, xxi and xxviif.）。近年では、今日 Theravāda と呼ばれる集団を形成したと思われる部派を指す、3 世紀頃の碑文で用いられる Theriya の語が使われ始めている（例えば Tournier 2018, 21, 27 など）。以上の情報は Kieffer-Pülz 博士による。本稿では Theravādin と Theriya を共に「パーリ上座部」と訳す。

3 より詳細な記述については、Clarke 2015, 60–63 参照。

(3) 訳者注。八尾史博士によると、義浄の『南海寄帰内法伝』（T 54.205b10–14［No. 2125］）は根本説一切有部が東南アジアの島嶼部でも優勢であったことを証言しているという。佐々木 1986, 39–44 も参照されたい。

1.2 律の編纂

僧団法典（S., P. vinaya または vinayapiṭaka）は三蔵の第 1 部を形成している。それらは［狭義の］仏教共同体（S., P. saṅgha）に入ることを許された僧侶たちが守るべき規則と、僧団が団体として活動する時の規定や手続きを含んでいる。それ故、僧団法典はサンガの刑法と行政法を包括する。全ての律に共通しているのは *Vinayavibhaṅga*（P. *Suttavibhaṅga*, 経分別）[4]と *Vastu*（P. *Khandhaka*, 犍度部）という二大区分である。いくつかの律は補遺を含むが、それは部派によって著しく異なっている（下記「1.5 律に対する補遺」を見よ）。

1.3 *Vinayavibhaṅga*/*Suttavibhaṅga*

Vinayavibhaṅga/*Suttavibhaṅga* には刑法が含まれる。これは、比丘（S. bhikṣu, P. bhikkhu）のための規則を扱う *Bhikṣuvibhaṅga* と、比丘尼（S. bhikṣuṇī, P. bhikkhunī）のための規則を含む *Bhikṣuṇīvibhaṅga*（P. *Bhikkhunīvibhaṅga*）に分けられる。これらの各部分は、僧侶が守るべき規則のリスト（S. mātṛkā, prātimokṣa, sūtra; P. mātikā, pātimokkha, sutta）、すなわち比丘のための *Bhikṣuprātimokṣa*（P. *Bhikkhupātimokkha*）と、比丘尼のための *Bhikṣuṇīprātimokṣa*（P. *Bhikkhunīpātimokkha*）を中心として展開している。規則の数は部派の間で異なる。大衆部の規則数は 219 で、これは比丘の規則としては最少である。反対に、262 という最多の規則を有するのが根本説一切有部である。比丘尼の規則について言えば、大衆部が 277、根本説一切有部が 371 を有し[5]、他の部派の規則は全てこの範囲内

---

[4] 通常、*Vinaya-/Suttavibhaṅga* は律の冒頭に位置する。根本説一切有部の律のチベット語訳は *Vinayavastu*、すなわち、パーリ上座部の *Khandhaka* に相当する部分から始まっている点で例外的である。大衆部の律と説一切有部の律では *Bhikṣuvibhaṅga* と *Bhikṣuṇīvibhaṅga* の間に *Vastu* が配置されている。詳細については、Clarke 2015, 64, 70–71 参照。

[5] 根本説一切有部の伝統のなかには複数の比丘尼の系統を見出すことができる。Clarke 2012; 2016–2017, 199–292 参照。これらの系統は規則の数について

に収まる。各部派の規則における大半の相違は、比丘の *Prātimokṣa* の第 7 節／比丘尼の *Prātimokṣa* の第 6 節、すなわち礼儀作法として特徴付けられる規定を含む śaikṣa（P. sekhiya, 衆学）節に、そして、prāyaścitta（P. pācittiya）規定を含む、比丘［の *Prātimokṣa*］の第 5 節／比丘尼［の *Prātimokṣa*］の第 4 節にある[6]。

Prātimokṣa は、比丘用のものは 8 節、比丘尼用のものは 7 節に分けられる。最初の 7 節（比丘尼用のものは 6 節）は［個人］規則から構成され、第 8 節（第 7 節）には紛争を解決するための七つの法的手続きが含まれる[7]。*Prātimokṣa* は最も重大な違反から始まり、最も軽微な違反で終わる[8]。第 1 のカテゴリー（S., P. pārājika[9], 波羅夷）には、性的禁欲を破ることや窃盗、殺人を犯すこと[10]、神通力を有しているという虚偽の主張が含まれ、これらを犯した比丘と比丘尼はサンガから追放される。「インドの律」（Indian *Vinaya*s）[11]では権利は制限されるものの、サンガに残る可能性がある[12]。第 2 のカテゴリーの規定、すなわち saṅghāvaśeṣa（P. saṅghādisesa, 僧残）の多くは性的不品行（精液の放出、身体的接触、

も異なるため、この部派の比丘尼の規則について本文に示した数は暫定的なものであり、系統によって異なる場合がある。

[6] 徹底的な比較と言うには不十分な研究であるが、Pachow 1955 からは部派間の *Bhikṣuprātimokṣa* に乖離がある印象を受ける。

[7] 主に根本説一切有部の伝統にもとづくこれらの法的手続きに関する詳細な調査は、Borgland 2014 に見られる。

[8] 概要については、von Hinüber 1995, 9–15 参照。パーリ上座部の *Pātimokkha* とその起源に関する詳細な分析については、von Hinüber 1999 参照。

[9] この部類の規則の名称の意味をめぐる議論については、von Hinüber 1985, 62, n. 14（von Hinüber 2009, 43 に再録）参照。

[10] しかしながら、ブッダが規則を制定しなかったような事例もある。これについては、Clarke 2021 参照。

[11] 全ての律はインドで生まれた。しかし、パーリ上座部の律はおそらく紀元前 3 世紀以降にスリランカで口伝されたものであり、故にインドで伝承された律とは別の影響を受けていた。したがって、ここではパーリ上座部の律以外の全ての律を「インドの律」と呼ぶことにする。

[12] Clarke 2009 の特に 7–9 参照。

猥褻な言葉など）を主題とするが、住居の規定、冤罪、共同体の分裂などに関するものもある。これらに違反した場合、サンガによる会合と調査が必要となる。実際に違反した比丘は昼夜 6 日間にわたる悔い改めの行を行い、その間、通常の特権は制限される（S. mānāpya, P. mānatta）。罪を隠していた場合には、罪を隠していた期間の分だけ同様の罰則、いわゆる謹慎を受ける（S., P. parivāsa, 別住）。比丘尼については 14 日間の mānāpya/mānatta の期間のみが規定されている。第 3 節、すなわち「不定」（aniyata）罪というカテゴリーは比丘に限定され、二つの規定のみを含む。その二つとも性的不品行を再度扱っており、それに違反した場合、比丘が実際に及んだ行為によって、pārājika 罪や saṅghādisesa 罪、pācittiya 罪のいずれかとなる。第 4 節の naiḥsargika-pātayantika（P. nissaggiya-pācittiya, 捨堕）規定に対する違反は、主に衣、坐具、衣鉢に関係する。ここでは懺悔に加え、不法に入手したものを手離すことが要求される。最も大きな節は、純粋な pātayantika（P. pācittiya, 波逸提）規定を扱う第 5 節であり、ここに含まれる一連の規定は最も同質性が低い。それは 90（説一切有部）から 92（パーリ上座部）の規則で構成され、10 個ずつのまとまり（パーリ上座部の場合、最後のまとまりは 12 個）に配列されている。これは全く異質な規則の寄せ集めであるが、なかには最古層に属する普遍的な規則、例えば、嘘をつかないこと、植物や動物に危害を与えないこと、酒を飲まないこと、などがある。さらに、名誉棄損に関する規則や、僧侶でない人に一句ごとにダンマ（dhamma）を教えてはいけない、などの規則がある。これらに対する違反は懺悔をすることで許される。第 6 節の規則、すなわち pratideśanīya（P. pāṭidesanīya, 提舎尼）規則は比丘の食事に関する四つの行動を取り扱うが、これに関する違反は全て懺悔を必要とする。第 7 節の śaikṣa（P. sekkhiya, 衆学,「修行に関する」）規則は僧侶に対する適切な行動を定めたものであり、これを破った場合は軽微な違反となる。

Vibhaṅga（「解説」）の構造は *Prātimokṣa* の規則の並び方にそのまま依拠している。何故なら、*Prātimokṣa* の各規則は、その制定のきっかけと

なったとされる出来事の詳細を語る「導入話」（P. vatthu）[13]によって開始されるからである。その次に、「規定」（P. paññatti）、すなわち実際の *Prātimokṣa* の規則が続く。規則が緩和あるいは強化される場合には、一つまたは複数の「二次的規定」（P. anupaññatti）が続き、時にはさらなる導入話を伴うこともある。これらの規則の後には「言葉の分析」（P. padabhājaniya）が続き、規定の言葉が説明される。次に、罪を犯すまでの経過に応じて違反の重さを規定する、（場合によっては二つ以上の[14]）決疑論（casuistry）が続く。人はものを盗む場合、盗む意図を持って対象に触れ、動かすであろう。しかし、例えば、対象を動かす前に盗む意図を捨てていても、既にその対象に触ってしまった後であるならば、このような罪になり云々というように複数の法的見解がこの節で述べられる。この後に続くのが「例外のリスト」であり、罪にならない違反行為を列挙する。この節は「非罪条項」（P. anāpattivāra）と呼ばれるが、全ての律に含まれていたわけではないようである[15]。パーリ上座部の律では、さらに、判定事例集（vinītavatthu）を伴う一節が四つの pārājika 規則と最初の五つの saṅghādisesa 規則に加えられている。これらの節には、律の編纂が終了するまでに蓄積されたものの、律の他の箇所では扱われなかった事例が含まれている[16]。他部派の律では、これらの部分は *Vibhaṅga* には含まれず、*Vinīta(ka)*（Tib. *'Dul bar byed pa*）と呼ばれる単独の文献として伝えられている。これは根本説一切有部の伝統では *Uttaragrantha*

---

[13] *Suttavibhaṅga* の各節の名称はパーリ上座部の注釈文献から知られる。インドの律については、名称に関する研究はいまだ存在しないようである。したがって、以後、名称はパーリ語で表記する。［*Suttavibhaṅga* の］体系の概要については、von Hinüber 1996, §22 参照。

[14] 例えば、パーリ上座部の伝統における第 2 の pārājika 規則（窃盗）の場合、三つの異なる決疑論が伝わっている。Kieffer-Pülz 2012, 12–15 参照。

[15] von Hinüber 1996, §24. これは実際に調査する必要がある。

[16] Vinītavatthu の全ての節の徹底的な解明がなお望まれる。これまで、窃盗に関する第 2 の pārājika の節のみが検討されている（Kieffer-Pülz 2012, 5–12）。

の一部を形成している[17]。

Prātimokṣa は *Vibhaṅga* に含められているほか、全ての部派ではないにせよ、ほとんどの部派（法蔵部、大衆部、化地部、根本説一切有部、説一切有部）によって独立した文献としても伝えられており、それらは中国語訳とチベット語訳で保存されている（下記「1.7 *Prātimokṣa* の年代」を見よ）。現行の律の冒頭（すなわち *Vibhaṅga* の前）には収載されていないが、パーリ上座部もそのような単独で伝えられた *Pātimokkha* を保有していたに違いない。これは、この部派の伝統における *Pātimokkha* に対する注釈書 *Kaṅkhāvitaraṇī*（5 世紀頃）の存在によって証明される[18]。

1.4 *Vastu* あるいは *Khandhaka*

律の第 2 の区分、すなわち *Vastu*（P. *Khandhaka*, 犍度）は、組織としての仏教共同体によって行われるべき法的手続き（S. karman, P. kamma, 羯磨）を取り扱う。*Vastu* の中心は、僧侶資格の認定や比丘の役職任命など、サンガの法的手続きにおいて唱えられるべき定式文（S. karmavācanā, P. kammavācā, 羯磨式）であるという点で、大半の学者の見解は一致している。これらの定式文は律の物語的枠組みのなかに組み込まれている[19]。資料はおよそ 20 章に配列され、それぞれの章は特定の主題に充てら

[17] Clarke 2016.

[18] *Kaṅkhāvitaraṇī* における *Bhikkhu-Pātimokkha* に関する部分の翻訳については、Norman, Kieffer-Pülz, and Pruitt 2018 参照。

[19] *Vinayavibhaṅga*/*Suttavibhaṅga* の物語、すなわち「導入話」については、律のこの部分のさまざまなテキスト層からその相対年代を辿ることができる。しかし、*Vastu*/*Khandhaka* の物語の部分については、そのような相対年代を想定することができない[(4)]。

[(4)] 訳者注。*Suttavibhaṅga* には複数のテキスト層がある。*Prātimokṣa* の諸規則が最も古く、逐語的注釈（padabhājaniya）がこれに次ぎ、そしておそらく同時期に導入話も成立した。こうした導入話が *Prātimokṣa* の諸規則よりも新しいことは広く受け入れられている。最近では若手研究者が *Khandhaka* における「導入話」を論じ始めている。しかし、*Khandhaka* には同じように相対的に年代を特定できる明確なテキスト層が確認でき

れている。例えば、僧侶資格の認定（S. upasaṃpad, P. upasampadā）や、2 週間に 1 度、満月もしくは新月の日に *Prātimokṣa*/*Pātimokkha* を唱える布薩儀礼（S. poṣatha, P. uposatha）、雨安居（S. varṣā, P. vassa）、雨安居の終わりに行う自恣儀礼（S. pravāraṇā, P. pavāraṇā, 自恣）、比丘と比丘尼に対して布やその他の必要品を受け取るための期間を延長することを認める迦絺那衣（kaṭhina）儀礼、などである。章の配列は大衆部の律のようにこの基準から著しく異なることもあれば、上座部系の諸部派の律のようにほとんど変わらないこともある[20]。同一の律に保存されているさまざまな *Prātimokṣa* の規則にいくつもの種類があるのと全く同じように、こうした定式文は状況の変化に合わせて時間をかけて調整された。また、少なくともパーリ上座部の律では古い定式文が新しいものと並んで保持された[21]。

1.5 律に対する補遺

いくつかの部派（大衆部、化地部）は補遺を持たなかったようである。その他の部派（飲光部、正量部）については対応する情報が欠落しているものの、律のなかに追加部分を有する部派もある。こうした追加部分は部派によって著しく異なる[22]。パーリ上座部の律には第 3 の区分として、スリランカでおそらく紀元前 1 世紀[23]に編纂され、あるいは遅くと

ない。そこではおそらく kammavācā が最古層を形成しているが、残りの部分に関するテキスト層の調査は行われていない。故に、*Suttavibhaṅga* で知られるような相対年代は *Khandhaka* には存在しない。したがって、「導入話」と見なされるテキスト層を取り上げた、*Khandhaka* に関するいかなる議論も意味をなさない。以上の情報は Kieffer-Pülz 博士による。

[20] Prebish 1994, 50–52, 58–60, 67–69, 73–74, 81–82, 93–95. 最近の研究として、Clarke 2015 も参照されたい。

[21] 僧侶資格の認定に用いるいくつかの定式文については、Kieffer-Pülz 1992, 26, n. 31 参照。

[22] 詳細については、Clarke 2015 参照。

[23] Norman 1983, 26.

も紀元 1 世紀[24]に最終的な完成を見た *Parivāra* がある。これは雑多な要素からなる法の手引書であり、物語的枠組みを持たない律に関する主題をさまざまな観点から、時には内容にしたがい、時には数字を基準とし、時には *Vinayavibhaṅga* の古い注釈（「言葉の分析」）に似せて配列している[25]。*Parivāra* は律の初期の部分と 5 世紀の注釈文献を繋ぐものとして重要である。何故なら、それは律の他の箇所で明確に扱われていない事柄にさりげなく言及しているからである。このことは、そこで扱われる主題が律の最初の二つの区分（*Suttavibhaṅga* と *Khandhaka*）の編纂が終了した後に初めて現れたことを示している[26]。法蔵部は *Vinītaka* と *Vinaya-ekottarika* という二つの付録を有する。同様の文献は説一切有部の律（『十誦律』）にも見られる。『十誦律』の付録（第八誦から第十誦）は根本説一切有部の *Uttaragrantha* に対応する[27] [(5)]。根本説一切有部の律には二つの *Uttaragrantha* がある。一つはカシミール所伝を示す不完全版、もう一つはまだ地域が特定できていない完全版である[28]。これはより後代の注釈の伝統、すなわちグナプラバ（Guṇaprabha）の *Vinayasūtra* の重要な資料であったと思われる。こうした補遺には *Vastu* のなかの資料よりも古い資料があり、なかでもアビダルマ文献でよく知られている内容を凝縮して述べた *Vinayamātṛkā* が含まれている。もし *Mātṛkā* は *Vinaya* を生み出した種であるという考えが正しいとすれば[29]、これらの補遺はかなり早い時期に属することになろう。律における以上の追加部分は、今日までほとんど学術的な注目を受けておらず（根本説一切有部の補遺

---

[24] von Hinüber 1996, §§40–42.

[25] Norman 1983, 26–29.

[26] Kieffer-Pülz 1992, 143–144.

[27] Clarke 2015, 71–72.

[(5)] 訳者注。ここで著者は *Uttaragrantha* を根本説一切有部の律の「付録」として扱っているが、この通念については異議が唱えられている（Kishino 2013, 25ff.; Clarke 2016–2017, 201, n. 1 など）。以上の情報は八尾史博士による。

[28] Clarke 2015, 77.

[29] Clarke 2004a, 114.

はやや例外[30]）、それらは単に補遺であるという理由だけで――徹底した調査を行うことなく――パーリ上座部の伝統における *Parivāra* と概ね同一視されている。

1.6 律の年代

律は匿名の文献として、口頭で伝えられ、絶えず変化し、状況に適合し、拡大しつつ長い時間をかけて発展していった。この発展は、書写されたり、注釈が作られたりすることによって律の編纂が終わるまで続いた。したがって、単一文献としての律の年代を決定することは不可能である。法蔵部や化地部、大衆部、説一切有部の律が中国語に翻訳された時期、すなわち 5 世紀の最初の数十年間が下限年代となる。根本説一切有部の律の場合、中国語への翻訳は 8 世紀初頭以降、チベット語への翻訳は 8 世紀末もしくは 9 世紀初頭以降である。しかし、これは従来想定されていたよりもかなり複雑である。というのも、根本説一切有部の律は 1 本ではなく、少なくとも 2 種のテキスト、あるいは少なくともその一部が現存していると見られるからである[31]。もしセイロンの年代記 *Mahāvaṃsa*（33.100）を信用するならば、パーリ上座部の律はもっと早い時期に編纂が終わっており、紀元前 1 世紀にはその注釈と共に書写されていた[32]。根本説一切有部の律で言及される超地域的展開の多くがパ

---

[30] Clarke 2015, 77–81 およびそれ以前の諸研究を見よ。

[31] Clarke 2012; Emms 2012; Borgland 2014.

[32] 放射性炭素年代測定法により紀元前 2 世紀から紀元 1 世紀のものと推定される 2 本の写本が発見され、既にそれ以前から書写が始められていたことが証明された[(6)]。そのため、このパーリの伝承は Drewes 2011, 332, n. 2 により「非歴史的」（ahistorical）と評された。Drewes は、「スリランカの伝統は、このような理由で[(7)]自分たちは書写を長いこと避けてきたと称したのかもしれない」と考えている。

[(6)] 訳者注。2 本の写本とは、一つは紀元前 184 年から紀元前 46 年に比定される avadāna の写本、もう一つは紀元前 206 年から紀元 59 年に比定される経典の写本である。Drewes はこれらの写本が最初期の写本ではない

ーリ上座部の律には見られず、4，5 世紀のパーリ上座部の注釈文献に登場するということも、この律の編纂が早期に完了していたとすれば説明可能である。今日伝わるパーリ上座部の律が紀元前 1 世紀に書かれたものと同じであると証明することはできないが、ネパールから出土した 8 世紀から 9 世紀の律の断片が現存するパーリ上座部の律と類似していることから[33]、少なくとも、1000 年の間にわずかな変化しか生じなかったことが分かる。

翻訳から知られるこうした外部の年代によって構築された年代論的枠組みのなかでより明確な像を描くためには、テキストの分析を行わねばならない。そうして初めて、一つの律におけるテキストの新古層を決定し、それぞれの層に含まれる資料を分類することが可能となる。同一のテキストにおける実質的な相違は、継時的な変化を示す最も明白な指標である。前述したように（「1.3 *Vinayavibhaṅga/Suttavibhaṅga*」と「1.4 *Vastu* あるいは *Khandhaka*」）、同じ律のなかの特定の *Prātimokṣa* の規則や定式文（S. karmavācanā, P. kammavācā）にさまざまな種類があったことは、この継時的変化によって説明される。これと類似した別の指標が、一つの主題を二重に取り扱うという点である。例えば、パーリ上座部の律では迦絺那衣儀礼は *Khandhaka* 節と *Parivāra* 節で扱われており、これはこの手続きを行う方法に変化があったことを示している[34]。この儀礼に関するさらに多くの変化は、さまざまな律におけるその儀礼に関する記述を比較することによって確認できる[35]。そのような分かりやすい主題に加えて、それぞれの律の用語と構造を徹底的に調査することは、より新しい部分を特定するために必要不可欠であり、そうした部分を除去

と想定した上で、仏典書写の開始時期の上限を紀元前 3 世紀まで引き上げている。

(7) 訳者注。口頭で伝承されたテキストのほうが信頼できると考えられていた、ということである。

33 von Hinüber 1991.

34 Berchert 1968.

35 Kieffer-Pülz 2000, 394–396.

することによって、律のより古い形に近づくことができる。例えば、パーリ上座部の律におけるいくつかの箇所には僧団境域（sīmā, 界）に関する記述が含まれているが、sīmā という概念は律の最古層にはないので、これらの箇所を削除することによって、より古い、一貫性のあるテキストの形に到達することが可能となる[36]。

1.7 *Prātimokṣa* の年代

一般的に *Prātimokṣa* は karmavācanā と同様に律のなかの最も古い部分であると考えられている。しかしながら、パーリ上座部の *Pātimokkha* に関する von Hinüber の研究が示すように、*Prātimokṣa* が *Vinayavibhaṅga* あるいは *Suttavibhaṅga* の中核となるまでには、ある程度の形成の期間を経ていた[37]。*Prātimokṣa*、ひいては僧団規則の起源は、おそらくブッダ時代の出家修行者の諸集団に普遍的に存在していた、殺生、性交、窃盗、虚言などの忌避といった基本的な規定であろう。それらに、仏教徒の五つ、あるいは 10 の中心的な倫理規範（S. śīla, śikṣāpada; P. sīla, sikkhāpada）に含まれる、飲酒や暴言、誹謗中傷などの禁止といった他の規定が加えられた。von Hinüber が明確に示しているように、こうした規則の大半は *Pātimokkha* の pācittiya 節に現れ、最も短い規則、いわゆる処格（locative）規則の形を取った。これらの規則はただ二つの要素、すなわち、主格（nominative）で表わされる罪と、処格で示されるこの罪に繋がる行動から構成される[38]。例えば「酒を飲んだ場合（surāmerayapāne）、懺悔［を伴う罪］（pācittiya）が［起こる］」というように。後から書き換えられ、あるいは追加された規則は大抵長くなり、その多くは「もし比丘が xy を行ったならば、yz の罪となる」といったものである。処格規則

---

[36] Kieffer-Pülz 1992, 46–52.

[37] von Hinüber 1999.

[38] von Hinüber 1999, 32–38. サンスクリット語の *Prātimokṣa* では、処格の代わりに従格（ablative）が用いられ、「xy［という行動］の故に、yz［の罪］が［生じる］」となる。

は通常、パーリ上座部の 92 の pācittiya 規則を分類する九つの節（それぞれ 10 の規則からなり、最後の節は 12 の規則を含む）の冒頭に置かれていた（比丘の場合は 1–3, 11–13, 32–33, 51–54）。それ故、これらの規則は当初は一つの核を形成していたが、後に追加規則が挿入された時に引き離されたものと推測される。新たに改訂された *Pātimokkha* にのみ埋め込まれている一つの nissaggiya-pācittiya 規則（18）と四つの pācittiya 規則（35, 37, 38, 39）については、古くは処格規則の形を取っていたことを von Hinüber が第 2 結集に関する報告書のなかで明らかにしている[39]。根本説一切有部と説一切有部のサンスクリット語の *Prātimokṣa* における従格規則は、パーリ上座部の律における処格規則に対応する。パーリ上座部の *Bhikkhupātimokkha* には 14 の処格規則が保持されており[40]、これらは根本説一切有部の *Prātimokṣa* における 14 の従格規則に対応している。一方、中央アジアから出土した説一切有部の *Prātimokṣa* のサンスクリット語写本 2 本（5–6 世紀初頭）には 12 の従格規則しかなく、また、これらが 10 の規則からなる各節の冒頭に置かれるという特徴は、説一切有部の *Bhikṣuprātimokṣa* の最初の 2 節においてわずかに保持されているにすぎない。大衆部・説出世部の *Prātimokṣa* では処格規則と従格規則が混合している[41]。これらのテキストを比較・検討することで、*Prātimokṣa* の

---

[39] von Hinüber 1999, 35–37. パーリ語の *Pātimokkha* と各部派のサンスクリット語の *Prātimokṣa* の比較に関しては、以下の諸版を参照されたい。大衆部・説出世部: Tatia 1976, 根本説一切有部: Hu-von Hinüber 2003（2014 年にフライブルク大学の機関リポジトリ“FreiDok”においてオンライン公開），説一切有部: von Simson 2000, パーリ上座部: Pruitt and Norman 2001.

[40] Pācittiya 1, 2, 3, 11, 12, 13, 51, 52, 53, 54; 拡大された 32 と 33; 書き直された規則の終わりに置かれた 72 と 73.

[41] パーリ上座部の伝統で規則が書き換えられている場合（例えば Pācattikaṃ 36, 37［= Pācittiya 36–37］）であっても、大衆部・説出世部の伝統は処格規則も有している。しかし、それに加えて従格規則も有している（例えば Pācattikaṃ 66［= Pācittiya 53］）。説一切有部と根本説一切有部の伝統は、パーリの伝統では処格規則となっている箇所を従格規則としている（Pātayantika 1–3［= Pācittiya 1–3］, 11–13［= Pācittiya 11, 13, 12］, 63–64［= Pācittiya 52–53］, 78, 79［=

発展の解明に関してさらなる手掛かりが見つかるであろう。

全てではないにせよ、大半の伝統において、*Prātimokṣa* は独立して、例えば直前に述べた説一切有部の二つの中央アジア写本のように、律とは別に伝承された。独立して伝承された *Prātimokṣa* は解説を伴わず規則のみで構成され、2 週間に 1 度の布薩儀礼（S. poṣadha, P. uposatha）で唱誦するために使用された。しかし、そのように独立して伝承されたことで、言い回しや語順、規則の並び方が容易に変更されることになった。中央アジアから出土した根本説一切有部の *Prātimokṣa* のサンスクリット語テキストを校訂した von Simson によると、説一切有部の *Prātimokṣa* には初期のテキストに属する個別の断片がいくつも存在し、それらはクマーラジーヴァ（鳩摩羅什）によって初めて中国語に翻訳された（408 年）説一切有部の律より前に遡るという。しかしながら、こうした断片資料の数と分布は初期の完全な *Prātimokṣa* を復元するには不十分であった。von Simson が参照した中央アジアの断片資料の大半は、クマーラジーヴァによる中国語訳（408 年）に相当する古形テキスト（A 類）――これは説一切有部の *Vinayavibhaṅga* のなかのテキストに近い――と、おそらく亀茲国で作成され、古いテキストと並んで伝存した新しいテキスト（B 類，6 世紀以降に用いられた）に属している。こうした説一切有部の *Prātimokṣa* の異なるテキストから二、三の規則を選んで調査すれば分かることだが、von Simson の A 類と B 類の *Prātimokṣa* には、根本説一切有部の *Prātimokṣa* から受けた影響の程度に応じてさまざまな形があるということを私たちは考慮に入れなくてはならない[42]。ほとんどの場合、こうした相違は言い回しに関するものであるが、時には内容に関する相違もある。これとは別に、バジョール・コレクション（Bajaur collection）のなかに、1–2 世紀頃のカローシュティー文字で書かれた一葉の写本の

Pācittiya 54, 51]; 10 [= Pācittiya 72]; 83 [= Pācittiya 73]）。根本説一切有部の伝統において Pācittiya 32 と 33（Pātayantika 36 と 31）に対応する規則はなお従格構造を有しているが、説一切有部の *Prātimokṣa* ではそれが失われている。

[42] Kieffer-Pülz 2020; 2021a; 2022.

両面に二つの *Prātimokṣa* が存在する例が確認されている。この二つのテキストはほとんど同じ規則（naiḥsargika-pācittika 1–9 と 1–8）を含んでいることから、直接比較してみると、一方のテキストはパーリ上座部や大衆部・説出世部のものに近いことが分かる。もう一方のテキストはより詳しく書かれており、説一切有部や根本説一切有部のテキストに近い[43]。どちらのテキストも現在知られている *Prātimokṣa* のテキストとは一致しない。Strauch は、「用語的にも言語的にも独特な *Prātimokṣa* の写本断片」が中央アジアに 1 種類存在し、それらは「正典化されたテキストを伝え、権威付ける過程で他の伝統が捨て去られたことを明らかに示すものである」と主張する[44]。このように、現在では知られていないいくつかの部派がかつて存在していた可能性があるだけでなく、そうした部派のなかに多様な分派が存在していた可能性もある。Clarke や Emms, Borgland らの調査によって明確に示されているように、根本説一切有部の伝統では、少なくとも二つの系統をその文献遺産のなかに辿ることができる[45]。それ故、年代的な理由か地理的な理由か、それとも僧団規則を別様に解釈していたためかは分からないが、他の部派も同一のテキストを複数の逸脱した形で伝えていたという可能性に向き合わなくてはならない。さらに、一つの部派におけるさまざまな *Prātimokṣa* のテキストだけでなく、異なる部派の *Prātimokṣa* が混在した形のテキストも考慮しなければならない。以上のことが示すのは、一つの伝統における発展をより詳しく理解するためには同じ部派に属する正典としての *Prātimokṣa* と外部に伝えられた *Prātimokṣa* を比較しなくてはならないということであり、また、相互影響を解明するためには異なる部派のテキストを比較する必要があ

---

[43] Strauch 2008, 26; 2014, §4.

[44] Strauch 2008, 26. これは Klaus Wille と Ñāṇatusita の調査によって確認されている。Wille 2009, 50–64 は南シルクロード（カーダリク）由来の写本に言及しているが、これは未知の部派に属する。部派の所属が不明なものとして、バーミヤン出土の写本（Ñāṇatusita 2017, 196 and 217）と、ラヴロフ・コレクションの写本（Ñāṇatusita 2018, 119）がある。

[45] Clarke 2012; Emms 2012; Borgland 2014.

るということである。

1.8 *Vibhaṅga* の年代

Prātimokṣa の注釈である *Vibhaṅga* は少なくとも *Prātimokṣa* の規則より若干新しいはずである。Dieter Schlingloff によると、いくつかの事例において導入話は条文の規則に背反し、そこで意図される意味から大きく外れた理解を示しているので、導入話は規則よりも遥かに時代が下るという[46]。*Suttavibhaṅga* における決疑論と anāpatti の定式文は最も新しい層に属する。というのも、von Hinüber が示唆しているように、これらの層においてアビダンマ（*Abhidhamma*）のテキストや文字が言及されているからである[47]。第 2 の pārājika 規則を分析すると、（四つの pārājika と最初の五つの saṅghādisesa の）vinītavatthu 節が各規則の anāpatti 定式文よりもさらに新しい可能性が出てくる[48]。vinītavatthu 節は他部派の律では *Vibhaṅga* のなかで散説されておらず単独の文献として伝えられているから[49]、単一の文献におけるまとまった伝承はより古い段階を示していると見られる。より正確な年代論的基盤を築き上げるためには、全ての律についてさらに徹底して調査する必要がある。そうすれば、より適切に情報を分類し、発展の様相を描くことが可能となろう。

1.9 *Vastu*/*Khandhaka* の年代

半世紀以上前、Erich Frauwallner は、全ての律の *Vastu*/*Khandhaka* が展開する元となった部派分裂前に遡る初期のテキストの範囲と配置を特定しようと試みた。彼の仮説にとって最大の障害となったのは、大衆部の律と上座部の系統の諸律を構成している諸要素の配置の不一致であった。

---

46 Schlingloff 1963.

47 von Hinüber 1996, §37. しかし、この点について Schopen はより慎重である（Schopen 2004, 13, 18, n. 26）。

48 Kieffer-Pülz 2012, §2.5.

49 Clarke 2016.

Frauwallner の仮説は一般に受け入れられることはなく、Shayne Clarke の正当な議論によって否定された[50]。Clarke はさらに、少なくとも大衆部、説一切有部、根本説一切有部で保存されている、*Vinaya-Mātṛkā* というカテゴリーに属する諸文献の存在に注意を喚起した。それらの構造は互いに一致し、大衆部の律の構造とも一致する。したがって、大衆部と上座部は、律を構成する要素の配列が異なっているにもかかわらず、共通の足場を有していたようである。Clarke は律と *Mātṛkā* との関係という問題を未解決のままにしているが、「*Mātṛkā* は、部派の文献が発達する以前の、中核（「種」）となる律のテキストを表している可能性がある」と考えている[51] [(8)]。したがって、さまざまな *Mātṛkā* と現存する諸律との関係を徹底的に調査すれば、律文献の起源に関する私たちの疑問に答えることができるかもしれない。

Vastu/*Khandhaka* の全体的な構造がこれらの *Mātṛkā* から生まれたかどうかという問題とは別に、*Vastu*/*Khandhaka* のさまざまな章にある karmavācanā が最古の部分であることはほぼ共通した理解となっている。

1.10 karmavācanā/kammavācā の年代

karmavācanā は *Prātimokṣa* と同じく律の一部として伝えられているが、さらに、律の物語的枠組みから離れ、実用的な目的により適した形で独立した karmavācanā 集として（少なくとも法蔵部、化地部、根本説一切有部、説一切有部、パーリ上座部によって）伝えられている。Strauch は、律に含まれる karmavācanā を表すために「正典的定式文」（canonical formulas）という言葉を、karmavācanā 集に含まれる karmavācanā を表すために「実用的定式文」（practical formulas）という言葉を作り出した[52]。

---

[50] Clarke 2004a.

[51] Clarke 2004a, 114.

[(8)] 訳者注。Clarke 説の問題点については、佐々木 2006 に詳しく説明されている。

[52] Strauch 2008, 25. こうしたテキストに対しては、この Strauch の用語のほう

そのような独立した集成やそこに含まれる定式文の数、その言語表現は、独立して伝えられる *Prātimokṣa* よりも固定化されていなかった。その理由の一つは、*Prātimokṣa* とは異なり、karmavācanā は定期的に唱えるものではなく必要な時にのみ唱えるものであり、そのため稀にしか用いられなかったからであろう。また、*Prātimokṣa* とは違い、karmavācanā 集は必ずしも決まった数の karmavācanā で構成されていたわけではなく、編纂される karmavācanā の数や種類は自由であった。このことは、ビルマの伝統に伝わるパーリ上座部のさまざまな karmavācanā 集を見れば明らかである。そこでは、三つ、七つ、九つ[53]、あるいは 37[54]の karmavācanā からなる集成が存在する。このこと自体が既に、一つの集成に含まれる定式文の数が決まっていないことを物語っている。karmavācanā 集のなかには律で伝えられた karmavācanā もあるが、それに加えて、新しく作られた定式文も含まれている。例えば、七つの karmavācanā の集成と九つの karmavācanā の集成には、パーリ律にはない三つの定式文が含まれている。すなわち、一つはある比丘に Thera という称号を移譲するためのもの（thera-sammuti）、一つはある比丘に特定の名前を移譲するためのもの（nāma-sammuti）、もう一つはある者を教師の指導から解放するためのもの（nissaya-mutta-sammuti）である。また、他の伝統の karmavācanā 集には 14 の主題に割り当てられた不明確な数の karmavācanā が伝えられ[55]、ギルギット出土の karmavācanā 集には部分的に異なる karmavācanā が含まれている[56]。「実用的」karmavācanā は「正典的」定式文と一致する

が、Prebish が用いる「正典外」（paracanonical）という術語（例えば Prebish 1994, 56）よりもはるかに適切である。というのも、「正典外」という表現は、*Prātimokṣa* も karmavācanā と同様に正典のなかで伝えられるから正典であり、決して「正典外」ではないという事実を考慮に入れていないからである。

[53] Peters 1997, 275, 282–283.

[54] Lammerts 2010, 235.

[55] Härtel 1956. Prebish 1994, 14 で言われているように、14 の karmavācanā ではない。

[56] von Hinüber 1969（von Hinüber 2009, 1–31 に再録）.

場合が多いが、その表現は時代の流れのなかで新しい手法や需要に合わせて調整された。また、新たに生み出されたものもある。Strauch は、「いくつかの逸脱(9)があるにもかかわらず、それらはほとんど一致し、一つの部派の伝統において長い間変わらないままであった」と述べている[57]。そのような定式的なテキストはおそらく長い間変化することなく、実践の変化により必要となった時に初めて変更されたということを考慮すれば、些細な変化であっても重要である。したがって、「正典的」karmavācanā と「実用的」karmavācanā の相違が些細なものに思われたとしても、それは何らかの事実を物語っている可能性がある。

このことは、時間の経過と共に発達した、僧団境域（sīmā）を決定するための定式文によって例証することができる。パーリ上座部の律に記述されるような単一の僧団境域（sīmā）の代わりに、小さな境域（S. khuḍḍalikā sīmā, maṇḍalaka, P. khaṇḍasīmā, maṇḍala, māḷaka）と大きな境域（S. mahatī sīmā, P. mahāsīmā）を決定することができるようになった。このような発達は、*Parivāra* の誕生から 5 世紀の注釈文献の成立に至るまでの間に見られる。その他の部派の律を見ると、大衆部の律はそれ以外の部派とは異なり、境域を決定するための規則を *Vastu*/*Khandhaka* の poṣadha 章ではなく、*Vinayavibhaṅga* の第 2 の naiḥsargika-pātayantika 規則に含めている[58]。さらに、大衆部、化地部、説一切有部、パーリ上座部は律において sīmā という単語だけを使っているのに対し、法蔵部と根本説一切有部は小さい sīmā と大きい sīmā を区別している。このことは、法蔵部と根本説一切有部の律はこの発達が起こった時点でまだ編纂が終わっていなかった一方、それ以外の部派の律は編纂が終了していたということを示している。全ての部派――パーリ上座部（彼らはなお sīmā の

(9) 訳者注。ここで「逸脱」と訳出した Strauch 2008, 25 の当該の引用文の原語は“derivations”（派生）であるが、著者の Kieffer-Pülz 博士はこれを誤記と見なしている。ここでは“deviations”の誤りとして解釈した。

57 Strauch 2008, 25.

58 Chung and Kieffer-Pülz 1997, 23–24.

語だけを定式文で使っていた）と大衆部（この部派の karmavācanā 集は伝わっていない）を除く――の karmavācanā 集において、小さい sīmā と大きい sīmā のための定式文が区別されている（化地部、説一切有部）[59]。これは、そうした定式文が慣習の変化に合わせて刷新されたことを示している。したがって、同じ部派の「正典的」karmavācanā と「実用的」karmavācanā を徹底的に調査・比較すれば――これは現在強く望まれる――、特に実りある成果を生み出すことが可能となろう。

1.11 律に対する外的な影響

律はインドの各地、スリランカ、中央アジアなどにおいて伝承された。全て、あるいはほとんどの律は *Vibhaṅga* と *Vastu/Khandhaka* の核心部分を共有しているものの、規則や章の配置、あるいは内容に関して、多くの点で異なっている。例えば、ストゥーパ（stūpa，仏塔）に対する正しい振る舞いのように、ただ一つの律にしか規定されていない事項がある。法蔵部の *Prātimokṣa* における複数の śaikṣa 規則では、ストゥーパに留まったり寝たりすること、靴を履いたままストゥーパに入ること、ストゥーパの下に死体を埋めること、死体を運びながらストゥーパを通り過ぎること、ストゥーパの近くで死体を火葬に付すことが、他の禁止事項と並んで戒められている（śaikṣa 60–85）[60]。そのような規制は、特定の仏教部派や特定の地域の特色を反映しているのかもしれない。また、特定の地域で行われていた一般的な法や世俗的な法への反応として生じた違いもあるだろう。仏教僧たちは民衆の支援によって生活の糧を得ていたので、既成の法制度や慣習法との衝突を避けなければならなかった。そのため、例えば根本説一切有部のように、ヒンドゥー法が発達したインドのバラモン教の世界で生活する仏教共同体は、現地の規則や習慣と折り合いをつける必要があった。したがって、Gregory Schopen がこの数十

[59] Chung and Kieffer-Pülz 1997, 25–27, 35–37 参照。

[60] Pachow 1955, 42, 50–52.

年にわたって見事に実証してきたように[61]、根本説一切有部の律が永代基金（S. akṣayanīvi）や葬送の規則、相続の規則などを扱う際には、そうした影響が明らかに反映されている。スリランカのパーリ上座部のような他の部派では、現地の成文法や法律文献が比較的乏しかったため、慣習法と調和する必要性はそれほどなかった。そのため、パーリ上座部の律やその注釈文献（5 世紀）は、根本説一切有部の律と同じようには貸与契約や相続の規則に関する問題を扱っていない。パーリ上座部と根本説一切有部の律とは異なり、他部派の律は今日まで研究対象とはなってこなかった。しかし、Shayne Clarke が仏教共同体内の「家族問題」を調査した結果、「インドの律」が互いにより密接な関係にあること、また、pārājika 罪を犯した比丘や比丘尼にサンガに留まることを認めないのはパーリ律のみであるなど、いくつかの事例においてパーリ律だけが相違していることが判明している[62]。

1.12 後代の律文献

独自の律の伝統を持つ部派のなかには、律文献に対する豊かな注釈の伝統を持つものがある。とりわけパーリ上座部と根本説一切有部である。パーリ上座部では、律と *Prātimokṣa* に対する注釈や複注に加えていくつかの手引書があり、それらにも独自の注釈や複注が存在する[63]。根本説一切有部では *Vinayavastu*（*Skandhaka*）に対する注釈は 1 本しかないものの、*Prātimokṣa* や *Vinayavibhaṅga* については大量の注釈と複注があり、さらに、それらのさまざまな補遺に対する注釈や注釈付きの手引書がある。説一切有部と正量部の伝統では、中国語訳で保存されている注釈がそれぞれ 1 本ずつ存在する。大衆部には未知の文献に対する注釈が 1 本

[61] こうした問題を種々の観点から取り扱った Schopen の膨大な数の論文は、次の三つの論文集に収載されている。Schopen 1997, 258–289; 2004, 1–18, 19–44; 45–90 etc.; 2014, 112–113 etc.

[62] Clarke 2014, 165–169.

[63] この注釈的伝統の詳細については、Kieffer-Pülz 2015 参照。

現存しているが、法蔵部はいかなる付属文献も持たなかったようである。さまざまな部派の律文献の伝統を調査する際には、諸部派の伝統の比較をする前に、最初に調査対象の部派に属する律文献を調べることが何よりも重要である。

2. 僧団組織（サンガ）

2.1 僧団組織としてのサンガ

仏教の僧団組織とは［狭義の］仏教共同体である。最も広い意味の仏教共同体[10]は、男性・女性、僧侶となった者・僧侶でない者を問わず、ブッダのあらゆる信奉者たちからなる。具体的には――使用する分類体系によるが――、比丘（S. bhikṣu, P. bhikkhu, 男僧）および比丘尼（S. bhikṣuṇī, P. bhikkhunī, 尼僧）、男女の見習い僧（S. śrāmaṇera, śrāmaṇerī, P. sāmaṇera, sāmaṇerī, 沙弥と沙弥尼）、男女の一般信徒（S., P. upāsaka, upāsikā, 優婆塞と優婆夷）、そして女性の仮出家者（S. śikṣamāṇā, P. sikkhamānā, 式叉摩那）――すなわち、見習い僧と比丘尼との間にある女性信徒のための予備的段階――といった 7 種の集団（七衆）、あるいは［男女の僧侶と一般信徒のみを含む］4 種類の集団（四衆）が仏教共同体を構成する。狭義の仏教共同体は僧侶のみを指す場合があり、これを「サンガ」（saṅgha）と称する。サンガは、「四方の普遍的な共同体」（S. caturdiśasaṅgha, P. cātudissasaṅgha, 四方僧伽）や、性別ごとに構成される普遍的な共同体、一つの部派の普遍的なサンガ、あるいは単に、仏教僧団の境域（sīmā）によって画定される、少なくとも 4 人の比丘、または 4 人の比丘尼からなる地域共同体を指すこともある。とりわけ最後に挙げたサンガは法的な問題に関連する。何故なら、法的手続き（S. karman, P. kamma）を全員一致で行い、仏教共同体を継続的に存在させるのは地域共同体だからである。

比丘や比丘尼となり、仏教のサンガの一員として生活する者は、世俗

---

(10) 訳者注。原論文において著者は Lamotte［1958］1988, 54 にしたがい「サンガ」と「仏教共同体」を同一視し、広義のサンガには僧侶だけでなく一般信徒も含まれると記述している。しかし、古典文献による限り、サンガを構成するのは僧侶だけであるから（平川 2000, 46–47; 49）、原論文のサンガの記述は正確でない。そのため、著者の指示により、狭義の仏教共同体が歴史上のサンガに一致し、広義の仏教共同体が僧侶と一般信徒を包括する概念となるよう原文を修正して訳出した。

の法律を免除されたが、僧団生活のあらゆる問題を規制する僧団の法（vinaya）に服する義務を負った。僧侶は、日常生活のほとんどの業務（何を着るか、どのような装いにするか、何を食べるかなど）から解放され、精神的な目標に集中することができた。ブッダの教えを記憶し、伝承し、研究すること、若い比丘、比丘尼、見習い僧を教導すること、そして一般信徒に教えを説くことは僧侶の業務の一部であった。他方、一般信徒は施食や衣服、住居などのあらゆる必要物資を提供することによって彼らを支援した。後世には、大きな僧院を維持するために数百の村が寄付をすることさえあった。そうすることによって、一般信徒は功徳（S. puṇya, P. puñña）を獲得し、来世においてより良い境涯に生まれ、涅槃に近づくことができるとされたのである。僧侶と異なり、一般信徒は僧団の法ではなく、社会に広く行き渡っている世俗法や慣習法の適用を受けた。彼らは律から特定の倫理規範を取り入れることができたが、そのことはこの区別に影響を及ぼさなかった。

2.2 仏教のさまざまな部派

仏教共同体全体の最初の成員は一般信徒であった。その後まもなく比丘が加わり、最終的に、おそらくブッダが入滅してまもなく誕生した比丘尼が加わった[64]。仏教、ひいてはサンガは、その後北東インドの中央地域（Middle Country）から西部や南部の他の地域へと拡散していった。サンガは設立されて暫くした後――伝承によると、ブッダが完全に入滅してから 100 年後[(11)]――大衆部（「大きな共同体」）と上座部の二つの系統（nikāya）に分かれたという。共同体がこのように分裂したのには多

[64] von Hinüber 2008. しかし、この von Hinüber の見解は Anālayo 2008 で批判されている。

[(11)] 訳者注。この「100 年」を一部の学者は「概数」（round number）として解釈してきた。Bechert 1986, 160–165 参照。Bechert 自身は、この「100 年」は約 40 年か、多く見積もっても 50 年だと考えている（Bechert 1986, 166）。以上の情報は Kieffer-Pülz 博士による。

くの理由があった。重要な教義上の問題や法的問題のみならず、単にブッダの死後、サンガが地理的に広く分散していったため、たくさんの相違が生じたのである。サンガのなかの（後に大衆部を形成する）一部の成員が特定の律の規則に対して緩い態度を取ったことが分裂を促したのではないかという推測もあるが、この見解は文献によって裏付けられていない。他の資料は、分裂は根本的な教義上の相違に関わるものであると論じている。しかし、これらの相違は大衆部の伝統内における後代の分裂の原因であった可能性のほうが高い。現在のある仮説では、大衆部が律の拡大を拒否したために、当初のサンガが分裂したとされる。もしこの仮説が正しければ、大衆部を仏教の諸部派のなかの最初期の部派として捉えることができよう[65]。しかし、この仮説を裏付けるためには、僧団法典をさらに深く研究し、比較・考察を行うことが必要である。

その後、何世紀にもわたって二つの系統はさらに分裂し、多くの新しい部派――伝承では18部派と言われるが、実際にはもっと多い――を生み出した。そのうちのいくつかは短命に終わり、地域的に重要であったにすぎない。大衆部から派生した多くの分派には、説出世部、鶏胤部（Kokkuḍiya/Gokulika）、多聞部（Bahuśrutiya）、一説部（Ekavyāvahārika）が含まれる。上座部の分派には、法蔵部、根本説一切有部、説一切有部、パーリ上座部がある。これらの部派はそれぞれブッダの教えを伝承した。なかには独自の僧団法典とそれぞれの律に沿った僧侶資格認定の系譜（ordination lineage）を保持する部派もあった。こうした部派は、律の部派、あるいは主流部派とも呼ばれ、初期仏教に属するもの（「声聞乗」（Śrāvakayāna）、大乗の信徒からは「劣った乗り物」（Hīnayāna）と蔑称される）として説明される。全ての僧はどこか特定の律の部派に所属していた。その人の教義的志向が声聞乗であれ、大乗であれ、タントラ乗（密教）であれ、それはこうした所属に影響を与えなかった。例えば、チベットの比丘たちはその律的伝統から言えば根本説一切有部であるが、大乗か金剛乗の教義にしたがうであろう。

[65] Nattier and Prebish 1977.

2.3 仏教サンガの律体系

僧侶のサンガは性別によって分けられていた。比丘と比丘尼の共同体は、比丘尼に対する教導や比丘尼資格の認定といった共同活動によって連携していたが、法的には独立した組織であった。当初、各サンガは僧侶となってからの年数のみにもとづいて階層が設けられていたが、一部の僧院では後に僧侶の学識と能力に応じて階層が形成された。仏教界全体の頂点や最高権威は存在せず、［仏教の］地域共同体にも――少なくとも理論的には――首長は存在しなかった。それぞれの地域共同体は権威のある司法権と代理権を有するものと見なされていた。しかし、実際には時間と共に僧院の長たちに徐々に権限が集中していかざるをえなかった[66]。

多くの地域サンガを越えて共同体の業務や意思決定の一貫性を確保するために、各部派は定式的な法的手続き（S. karma, P. kamma）を発展させた。簡単な業務は比較的単純な基準によって行われたのに対し、重要な業務については一層形式化された法的手続きが作り出された。前者の場合、サンガの存在は必要とされなかったが、後者の場合、サンガの存在は必須であった。このため、他の政治組織において法的定足数が考え出されるのと全く同様に、特定の業務を遂行し、重要な事柄について決定を行うための完全なサンガを構成するものは何かという疑問が生じた。サンガの完全性は、一つのサンガに属する個々の僧が住む居住地（āvāsa）によって測られ、後には居住地を画定するために導入された僧団境域（sīmā）によって測られた[67]。全ての比丘と比丘尼は法的手続きに参加

[66] 義浄によると、ナーランダー僧院では最年長の比丘が自動的に長となったとされるが、他の資料では、王が僧院長を決定した、あるいは、見習い僧や一般信徒がこの職に任じられたという（Kieffer-Pülz 2000, 327–328）。律には僧院の構造や運営方法が定められていないため、僧侶はかなり自由に僧院の管理方法を決めることができた。また、地域の慣習もこの点に影響していたのではないかと考えられる。

[67] このことは、パーリ上座部の伝統におけるこれらの用語の発展によって示すことができる。Kieffer-Pülz 1992, 46–52 参照。

しなければならず、それができない場合でも［代理人を通じて］同意（S., P. chanda）を表明しなければならなかった。法的手続きは、参加者全員が合意して初めて有効になると考えられたのである。一貫した遂行を目的として、それぞれの法的手続きに対して定式文（S. karmavācanā, P. kammavācā）が作成された。定式文の複雑さによって、4 種類の法的手続きが区別される（些細な事柄にはそれほど複雑でない定式文が使われ、重大な事柄にはより複雑な定式文が使われる）。具体的には、重要性が低い手続きはサンガの承認のみで構成されていた（S. avalokanākarman, P. apalokanakamma, 求聴羯磨）。それより上位の手続きは一つの動議（S. jñaptikarman, P. ñattikamma, 白羯磨）から構成され、さらに重要な手続きは一つの動議と一つの宣言（S. jñaptidvitīyakarman, P. ñattidutiyakamma, 白二羯磨）から、最も重大な段階の手続きは一つの動議と三つの宣言（S. jñapticaturthakarman, P. ñatticatutthakamma, 白四羯磨）から構成されていた。最も複雑な定式文は、僧侶資格の認定や身分回復のような非常に重要な業務で用いられた。法的手続きに関連する他の要素として、その手続きを実行するサンガの規模がある。地域サンガには最低でも 4 人の成員、すなわち 4 人の比丘か 4 人の比丘尼がいなければならなかった（男女が混在することはない）。大半の手続きはそうしたサンガによって実施することが可能であった。しかし、より大きなサンガが必要になる手続きもあった。例えば、自恣儀礼（S. pravāraṇā, P. pavāraṇā）には 5 人、僧侶資格の認定（S. upasaṃpad, P. upasampadā）には 10 人、比丘や比丘尼の身分回復（S. āhvayana, āvarhaṇa, P. abbhāna）には 20 人が必要とされた。また、法的手続きは懲戒手続きと行政手続きに分けることができる。懲戒手続きは、比丘あるいは比丘尼が *Prātimokṣa* に記載されている規則（上記「1.3 *Vinayavibhaṅga*/*Suttavibhaṅga*」を見よ）のいずれかに違反した場合に行われた。行政手続きは、僧侶資格の認定にせよ、2 週間ごとに行われる受持儀式（S. poṣadha, P. uposatha, 布薩儀礼）といった諸々の儀礼の実行にせよ、特定の僧に対する重要な業務（住居や必需品の分配など）の割り当てにせよ、共同体の生活を規定するために必要であった。

こうした仏教サンガの意思決定と業務遂行の仕組みは、異なる律を保持していたあらゆる部派を通じて基本的に同じであり、法的に有効なものと見なされた。そして、それは現在でも有効である。

2.4 仏教サンガの生活の発展

サンガの生活の律体系は長い期間をかけて発展していった。確かに、いくつかの基本的な倫理規範と、殺生、虚言、窃盗などの禁止といった特定の一般規則は、最初から仏教（および同時代の他の苦行者の集団）に存在していた。しかしながら、完全な *Prātimokṣa*, 対応する定式文を伴う法的手続き一式、いくつかの儀礼（迦絺那衣儀礼など）、僧園（monastic compound, 僧院施設群）など、後代よく見られる多くの特徴は最初から存在していたわけではない。仏僧としての生活にはもともと形式に関する規定がほとんどなかったことを示す十分な証拠がある。しかしながら、信者の数が増えるにつれて、さまざまな手続き（僧侶資格の認定や役職任命）と儀式が形式化された――その程度は各仏教部派で異なっていた。この分かりやすい例が、当初行われていた僧侶資格認定の方法である。ブッダは最初期の信者の何名かを、いくつもの独特な方法で僧にした。例えばマハーカッサパの資格認定はブッダの指導を受け入れることであった（P. ovādapaṭiggahaṇa-upasampadā）。一方、ソーパーカの資格認定では一連の問答が行われた（P. kumārapañha-upasampadā）。ほとんどの比丘に対しては、ブッダは当初、ただ「僧よ、来れ」と言って僧侶資格を授けていたが（P. ehi-bhikkhu-upasampadā）[68]、後に比丘たちに資格認定の業務を委ねるようになったと伝えられる。そうして初めて三帰依文（S. śaraṇa-, P. saranagamana）を用いて資格認定を実行する方法が形式化された。この種の資格認定は、後に一つの動議と三つの宣言から構成される法的手続き（S. jñapticaturthakarman, P. ñatticatutthakamma）に置き換えられた。パーリ上座部の律には、この種の資格認定に関する

[68] しかし、Alsdorf 1967, 72–74 参照。

三つの異なる定式文が伝わっている。新しいものが古いものに取って代わり、さらにそれに取って代わった最も新しいものは今日でも有効である。新しい定式文が書き直され、拡張されたものであるということは、そうした定式文が資格認定の過程に関して新しい規則が制定されたために生じたものであることを示している。今日知られている 2 段階の資格認定――最初に見習い僧[69]、その後に比丘――も、このような発展のなかで初めて生じたものである。このことは、見習い僧資格の認定が三帰依文――これは ñatticatutthakamma（一つの動議と三つの宣言）を用いた資格認定が導入される以前に、比丘資格の認定のために用いられていた――を唱えることによって行われることから明らかである。

仏教の各部派はさまざまな手続きや儀式を形式化したが、その程度は異なっていた。これは、律の編纂が終了した時期が［部派によって］異なっていたために、より形式的な方法がまだ編纂が続いていた律のなかに忍び込み、正典としての地位を得たことに起因しているのかもしれない。一般的に、形式化の進んだ手続きはより新しい発展段階を表している。しかし、いくつかの特定の要素は諸地域への仏教の広まり方の違いを示している可能性もある。したがって、さまざまな律のなかにある同一の儀式を比較することによって、律が時代や場所を越えてどのように発展していったのかを理解することができる。一つの事例として、各部派の間における見習い僧の資格認定の大きな相違が挙げられよう。パーリ上座部の伝統では、サンガの存在がなくとも、一人の比丘の目の前で三帰依を唱えれば、志願者の資格認定としては十分であった。説一切有部では、志願者はまず親教師（S. upādhyāya）と教師（S. ācārya）を探し、次に剃髪を求めなければならなかった。法蔵部の伝統では、これらの要

[69] Amy Paris Langenberg は、カラスを追い払う役割を持った少年が属する「準見習い僧」という階級が存在していたと想定し、この階級を擬似僧侶（quasi-monastic）もしくは見習い僧以前の期間（subnoviciate）として定義している（Langenberg 2013, 54–58）。しかしながら、そのような階級は存在しなかった。Kieffer-Pülz 2021b の特に 185–189 を参照されたい。

件に加えて、選ばれた教師はサンガに志願者の髪を剃る許可を求めなければならず、そこで初めて見習い僧になりたいという志願者の要望をサンガに提出するものと規定されていた。根本説一切有部の伝統では、志願者はまず一般信徒になる必要があった。志願者は比丘の面前で帰依を行い、志願者の帰依を受けた比丘は志願者に衣、鉢、濾（こ）し器を与え、志願者を見習い僧にするための動議（S. jñapti）をサンガに提起した[70]。このような手続きを徹底的に調査し、比較すれば、それぞれの僧団法典における年代層を分析でき、サンガの発展を辿ることが可能となろう。

僧院で生活するといった行いが例外ではなく当たり前となった時[71]、在俗信者の家で食事を摂ることが一般的になった時、三衣を 2 組以上所有することが習慣となった時、現存する全ての律の編纂は終了した。とはいえ、こうした律や経蔵（P. Suttapiṭaka）における教説から、それ以前の生活様式を垣間見ることができる。元来、僧侶は遊行する乞食者であった。彼らは、ぼろ切れからなる衣（P. paṃsukūla, 糞掃衣）を着て、托鉢（P. piṇḍapāta）で生活し、木の根元で寝泊りし、［牛の］尿を薬として使うことで満足しなければならなかった。それ以上のことは過剰な利得（P. atirekalābha）と見なされた。仮にこうした行動規範が採用されることがあっても、すぐにより快適な生活様式に取って代わられたということが文献にはっきりと示されている。ぼろ切れの衣を着た者や托鉢者（P. piṇḍapātika）、木の根元で過ごす者などの生活は、経蔵に伝わる教説では――三衣を着た者（P. ticīvarika）の生活でさえも――既に禁欲生活（S. dhutaguṇa, P. dhutaṅga, 頭陀支）と見なされており、それらが通常の生活の形態でないことは明らかになっている[72]。他の思想の信奉者と同様に、仏僧が旅先で滞在したのは公会堂や宿屋、園林などであった。一

---

[70] Kieffer-Pülz 2000, 372–374.

[71] しかしながら、僧院と言っても、こうした僧院が、時間の経過と共に常備されるようになった全ての要素を備えた本格的な僧園であったというわけではない。

[72] Witkowski 2015 も参照せよ。

定の住居で生活することは過剰な利得と見なされた。雨季の 3 ヶ月間のみ、彼らは仮の住居、時には自作の狭い小屋（最大で 2.5 × 1.5m）に滞在した。それは便利な場所にあって、おそらく彼らのかつての社会的環境にも近く、そこで生活に必要な支援を受けていたのであろう。このような一時的な雨季用の住居がある場所は、「居住地」（S., P. āvāsa）、または「雨季の居住地」（S. varṣāvāsa, P. vassāvāsa）と呼ばれていた。このような居住地にはさまざまな大きさのものがあり、そこに滞在する比丘の数は変動した。最初はこれらの居住地がサンガの完全性のための枠組みを形成した。後にそうした居住地の範囲は境域（sīmā）を決定することによって画定されるようになり、それ以降、境域が法的手続きを行うためのサンガの完全性を示す尺度として機能するようになった。定住の起源はおそらくこれらの居住地、特に雨季の居住地にある。そこでは 3 ヶ月の間、基本的に共同体に変化はなかった。最も遅く見積もっても、比丘が一般人から新しい衣やその他の贈り物を受け取る迦絺那衣（kaṭhina）の期間が導入された頃には、居住が認められる期間が延長された。その結果、僧侶は居住期間をさらに 5 カ月間延長することが認められ、毎年合計で 8 カ月間の居住が可能となった。無論、全ての僧侶がこの規定を利用したわけではないが、それは定住生活への道を開いたのである。

それぞれの地域に住んでいた僧侶の数は地域ごとに異なっていた。初期の改宗者のなかには自分の取り巻きたちを引き連れて来たものもいる。例えば、結髪遊行者（jaṭila）のウルヴェーラ・カッサパ、ナディー・カッサパ、ガヤー・カッサパは、それぞれ 500 人、300 人、200 人の弟子を抱えていた。この数字は正確ではないかもしれないが、カリスマ的な指導者が信者を説得して仏教に改宗させたことにより、仏教僧が極度に集中した場所もあったであろう。また、ブッダ自身とその主要な弟子たちが、特に彼らの伝記にまつわる場所の近辺で、より多くの信者を惹き付けていた可能性もある。『中部経典』（*Majjhimanikāya*）の「入出息念経」（*Ānāpānasati-sutta*, III 79.3ff.）では、何名かの長老僧が 10 人、最大で 40 人の比丘を指導したと言われている。これらの比丘はそれぞれの教師の

弟子として記されておらず、地域サンガの規模を示す証拠と見なすことはできないが、この数は一時的な集会の規模を示す手掛かりとなるかもしれない。パーリ上座部の律の注釈書（5 世紀）は、紀元前 1 世紀の有名な律の専門家ウパティッサ・テーラが一度に 500 人もの弟子に律を教えたと伝えている[(12)]。多数の比丘を惹き付けたのは、その地域にいる特定の教師たちや教示される主題であった。それに加え、地域住民の支援、また上手く行けば王族の支援により、比丘たちの大集団が集団生活を送るのに十分な生活物資が供給された。よって、大規模な仏教の拠点はおそらく仏教に好意的な住民が多く住む大集落、例えば、マガダ国の都ラージャグリハ（S. Rājagṛha, P. Rājagaha）やコーサラ国の都シュラーヴァスティ（S. Śrāvastī, P. Sāvatthi）、そして後世の重要拠点の近くに形成されたのであろう。このことは、最古の建築僧院（structural monastery, 地上に建てられた僧院）が大きな集落の周辺に建てられたという考古学的な証拠によって裏付けられると思われる[73]。もちろん、少数の仏教徒しかおらず、故にサンガが小さいか、僧が一人だけしかいない地域もあった。律には、上述のような大きな共同体が存在しない場合、1 人から 2 人、ないし 3 人の比丘が特定の儀式（2 週間に 1 度の受持儀式や雨安居を締め括る自恣儀礼など）を行うための方法について多くの規定が説かれている。仏教共同体を取り巻く条件は時の経過のなかで支配王朝の運命と共にさらに変化していった。

2.5 僧院の発展

仏教僧の数が増え、支援者や信者の家族、役人、諸王との交流が深まるにつれて、やがて僧園（S. vihāra, ārāma）が登場し、さまざまな規制、とりわけ建物の規模と使用する材料を定めた数多くの規制が設けられた。小屋（P. kuṭi）のような小さな宿泊施設の多くは耐久性の低い材料（木

---

(12) 訳者注。*Samantapāsādikā* 264.8–11.

73 最近のものとしては Albery 2020 参照。

材や草）で作られたのに対し、より頑丈な住居（vihāra）は粘土やレンガ、木材で作られ、草やレンガ、石板で覆われていたことが文献から知られている。パーリ上座部の律における個々の比丘や小集団のためのヴィハーラの記述は、建築僧院に関する最古の考古学的証拠よりも前に遡るサンガの発展段階を反映しており、これは石窟僧院の初期の発展段階とおそらく一致する（本節の第3段落を見よ）。しかしながら、パーリ上座部の律は僧園に属する項目のリストも挙げており、それは僧院生活のかなり発達した段階を示している。例えば、住居（vihāra）のほか、食事をするための食堂（P. upaṭṭhānasālā）や火舎（P. aggisālā）、許可されたものを保管するための小屋（P. kappiyakuṭi）、厠（P. vaccakuṭi）、浴室（P. jantāghara）、井戸（P. udapāna）、遊歩道（P. caṅkama）など、典型的な僧院に見られる数多くの特徴に言及している。このようなリストが作られたのは後世になってからのことであると考えられる[74]。

アショーカ（前 265 から前 238 年）以前の仏教徒の居住地に関する考古学的証拠は、いわゆる中部地域（S. madhyadeśa, P. majjhimadesa）[(13)]、アヴァンティ（マディヤ・プラデーシュ州西部）、そしてマハーラーシュトラ州でしか見つかっていない。自ら在俗の仏教徒となって僧侶に特定のテキストの研究を勧め、共同体の分裂を禁じたアショーカの下で、仏教は広範囲に広がった。アショーカはスリランカを含めたさまざまな地域に伝道師を派遣したので、彼の治世において仏教の影響はその帝国

---

[74] パーリ上座部（Theravāda）の伝統におけるヴィハーラの発展については、Kieffer-Pülz 2021c 参照。インドにおけるヴィハーラの発展の概要については、Schmiedchen 2014, 531–537 参照。

[(13)] 訳者注。「中部地域」（middle land）と「中央地域」（Middle Country）は同じ地域を指す。これらが意味するのは仏教の本来の中心地である。引用する文献によって地域の大きさに異なりがある。パーリ語の注釈文献は具体的な地名を境界点として挙げ、根本説一切有部の文献は他の地名に部分的に言及する（von Hinüber 2009, II, 1050 参照）。この地域は、より広範囲に及ぶと見られる『マヌ法典』（2.21）で説かれる madhyadeśa とは一致しないであろう。以上の情報は Kieffer-Pülz 博士による。

の領域を大きく超えて広がっていった。アショーカの時代に遡ると考えられる仏教建築の遺構が、パキスタン（スワート渓谷、タキシラ）、ラージャスターン州（バイラート）、マディヤ・プラデーシュ州（サーンチー）、カルナータカ州（サンナティ）、アーンドラ・プラデーシュ州（アマラーヴァティー）などで見つかっている。考古学的証拠が示すところによると、比丘の僧院は一般的に古い交易路沿いや主要な集落の近く[75]、歩いて施食を受けに行ける距離に建っていたようである。一方、比丘尼は集落のなかに住まなければならなかった。

住居と礼拝の場（stūpa）は当初は分離されていた。最初期の僧院には大きな住居や大講堂はなく、決まった間取りもいまだ存在しなかった。初期の石窟僧院に見られるように、二つの寝台があるいくつかの房が、後代の建築僧院では中庭に相当する正方形の部屋の 3 辺に、あるいは——あまり一般的ではなかったが——半円形の中央部屋の 3 辺に配置されていた。紀元前 2 世紀頃のこうした初期の石窟僧院は、パーリ上座部の律（*Vinaya* II 152.5ff.）に記されるヴィハーラの形態に一致すると思われる。このような僧院の規模は大きくなく、おそらく最小で 6 人、最大でも 40 人ほどの僧侶で構成されていたのであろう。グプタ時代（紀元 4 世紀から 6 世紀）には、中庭、あるいは石窟僧院の場合は中央部屋が大きくなり、支柱が立てられ、三方を房の列で囲まれるようになった。4 世紀から 5 世紀以降、奥の房列の中央の房に仏殿が設けられるようになり、住居と礼拝所の分離は終わりを告げた。この種の僧院は、根本説一切有部の律におけるヴィハーラの記述に対応している[76]。より新しい石窟僧院や平野部に建てられたヴィハーラは数階建てで、数百人の比丘を収容することができた。また、発掘された仏教遺跡は僧院の発達の仕方に地域差があったことを示している。例えば、アーンドラ地方の僧院は、北西部や北東部の僧院とは異なる間取りにしたがっている。時代と共に

[75] 仏教の普及に伴い、比丘はかつて埋葬地であった場所に定住することが多くなった。これについては、Schopen 2004, 360–381 参照。

[76] Schopen 1990, 202.

僧院の規模は大きくなっていった。7，8 世紀までには、壁に囲まれた正方形の大きな僧院が建設された。多くの場合、それはマンダラの形を取り、数階建ての建物を内に含んでいた。また、支柱の立てられた中庭の中央に寺院があり、その中庭を最大 100 以上の房の列が取り囲んでいた。その一例として、インド北東部のソーマプラやマイナマティにある僧院が挙げられよう。写本コレクションを持つ図書館は別の建物として併設されていることもある[77]。

単独の僧院が他の僧院と結び付いて一種の連合関係、いわゆるヴィハーラマンダラ（vihāramaṇḍala）を形成することもあった。この有名な例がグジャラート州のドゥッダー・ヴィハーラマンダラ（Duḍḍā-vihāra-maṇḍala, 6 世紀中頃）、すなわち後のヴァラビー大学である。これは関係を結んだ七つの僧院から構成されていた。別の例としては、比丘尼のためのヤクシャシューラ・ヴィハーラマンダラ（Yakṣaśūra-vihāramaṇḍala）がある。これは同じ地域に建てられた、関連する二つのヴィハーラから構成されていた。ヴィハーラマンダラがどの程度普及していたのか、正確なことは分からない[78]。名前は残されていないが、さらに別のヴィハーラマンダラがアーンドラ・プラデーシュ州の碑文（3 世紀）において言及されている[79]。スリランカでは、「主要な居住地」（mūlāvāsa）と「連結した居住地」（*baddhāvāsa）という用語が示すように、遅くとも 10 世紀には同様の連合が存在していたようである[80]。

6 世紀以降、仏教徒の大学は発展し始め、中央アジアや中国、チベット、南アジアなどの地域から外国人学者たちを引き寄せた。こうした大学は単なる仏教のカリキュラムを提供するだけに留まらなかった。異なる律の部派に属する比丘の集団に住居を提供し、さまざまな教義を採り

---

[77] Delhey 2015.

[78] Schmiedchen 2016, 570 によると、ヴィハーラマンダラは東インドと西インドに確認することができるという。

[79] *Epigraphia Indica* 37, 1967, 29–32.

[80] Kieffer-Pülz 2013, 99–100, 145–147.

入れることによって、部派間の相違を克服した。比丘尼や一般の信徒、非仏教徒でさえもそこで学ぶことを許されていた。これらの大学のなかで最も早いものは、グジャラート州のヴァラビー（6 世紀初頭から 12 世紀まで）とビハール州のナーランダー（5 世紀から 14 世紀まで）である。ナーランダーは大乗、後には金剛乗の普及にも力を入れ、そこに数年間滞在した中国の巡礼僧義浄（7 世紀）によれば、約 3000 または 3500 人の僧侶が居住していたという。この数字はやや誇張されているかもしれないが、このような大学の規模がどのようなものであったのかを窺い知ることができる。後に同じくらい有名であったのは、金剛乗に注力し、160 人のパンディットと 1000 人の比丘の居住者を備えたビハール州のヴィクラマシーラ大学（9 世紀初めから 1200 年頃まで）、ビハール州のウッダンダプラ／オーダンタプリー大学（8 世紀から 12 世紀まで。未発掘）、バングラデシュのソーマプラ大学（パハルプール；8 世紀から 13 世紀まで）、そして金剛乗に特化したジャガッダラ大学（1084–1130 年）である。これらの大学の多くはインド北東部のパーラ王朝の時代に設立された。それらは王室によって設立され、そこから支援を受けていたが、自らも大きな収入を得ており、僧院図書館と写本コレクションを持つ[81]有力な機関であった[82]。

イスラム教徒の侵略（11 世紀から 13 世紀）により、インド仏教は衰退し、小さな共同体だけが一部の地域で生きながらえた。そうした共同体は、例えばブッダガヤ（ビハール州）やアマラーヴァティー（アーンドラ・プラデーシュ州）では 14 世紀頃まで、ラトナギリ（オリッサ州）では 16 世紀まで存続した[(14)]。

---

[81] Delhey 2015.

[82] より詳しい情報については、Sanderson 2009, 87–108 参照。

[(14)] 訳者注。14–15 世紀のブッダガヤについては、Mitra 1971, 65 参照。Mitra 1971, 200 は紀元前 3 世紀から紀元後 13 世紀までのアマラーヴァティーに言及する。Shimada 2016, 1 と Becker 2016, 77 も参照されたい。Mitra 1971, 224 と Warder［1970］2004, 486, n. 1 には 16 世紀のオリッサに関する記載があり、いずれも仏教に対する最後の支援としてムクンダデーヴァ（Mukundadeva, 16 世

謝辞

本稿はもともと *Wiley Blackwell Companion to South and Southeast Asian Buddhism*（ed. M. Zimmermann）に掲載する予定であったが、その出版は中止された。Alastair Gornall（シンガポール）には旧稿の英文を訂正・改善していただいた。今回の出版にあたり、筆者は旧稿を更新・修正した。その後、Joshua Coene と Rebecca French には確認と整理・編集に加えて、英文の校正も行なっていただいた。ご助力頂いた全ての方々に感謝する。

略号と参考文献

略号

P.　パーリ語.

S.　サンスクリット語.

Tib.　チベット語.

T　高楠順次郎・渡邊海旭編『大正新脩大蔵経』全 100 巻，大正一切経刊行会，1924–1932.

一次文献

Dīghanikāya　*Dīghanikāya*, 3 vols., eds. T. W. Rhys Davids and J. E. Carpenter. London: The Pali Text Society, 1890–1911.

Kaṅkhāvitaraṇī　*Kaṅkhāvitaraṇī*, eds. K. R. Norman and William Pruitt. Oxford: The Pali Text Society, 2003.

Samantapāsādikā　*Samantapāsādikā: Buddhaghosa's Commentary on the Vinaya Piṭaka*, 7 vols., eds. J. Takakusu and M. Nagai. London: The Pali Text Society, 1924–1947.

紀）王の援助を記すターラナータの『仏教史』に依拠している。以上の情報は Kieffer-Pülz 博士による。

二次文献

Albery, Henry

2020 “Buddhism and Society in the Indic North and Northwest: 2nd Century BCE–3rd Century CE.” PhD diss., Ludwig-Maximilians-Universität München. 2020 年にミュンヘン大学図書館の Open Access LMU においてオンライン公開: https://doi.org/10.5282/edoc.26560.

Alsdorf, Ludwig

1967 *Die Āryā-Strophen des Pali-Kanons. Metrisch hergestellt und textgeschichtlich untersucht.* Akademie der Wissenschaften und der Literatur, Mainz. Abhandlungen der Geistes- und Sozialwissenschaftlichen Klasse, Jahrgang 1967, Nr. 4. Mainz: Steiner-Verlag.

Anālayo

2008 “Theories on the Foundation of the Nuns’ Order: A Critical Evaluation.” *Journal of the Centre for Buddhist Studies, Sri Lanka* 6: 105–142.

Bechert, Heinz

1968 “Some Remarks on the Kaṭhina Rite.” *Journal of the Bihar Research Society* 54: 319–329.

1986 *Die Lebenszeit des Buddha: das älteste feststehende Datum der indischen Geschichte?* Nachrichten der Akademie der Wissenschaften in Göttingen I. Philologisch-historische Klasse, Jahrgang 1986, Nr. 4. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.

Becker, Catherine

2016 “Mahinda’s Visit to Amaravati?: Narrative Connections between Buddhist Communities in Andhra and Sri Lanka.” In *Amaravati: The Art of an Early Buddhist Monument in Context*, eds. Akira Shimada and Michael Willis. British Museum Research Publications 207. London: British Museum Press, 70–78.

Borgland, Jens Wilhelm

2014 “A Study of the Adhikaraṇavastu: Legal Settlement Procedures of the Mūlasarvāstivāda Vinaya.” PhD diss., University of Oslo.

Chung, Jin-il, and Petra Kieffer-Pülz

1997 “The *karmavācanās* for the Determination of *sīmā* and *ticīvareṇa avippavāsa.*” In *Dharmadūta: Mélanges offerts au Vénérable Thích Huyên-Vi à l’occasion de son soixante-dixième anniversaire,* dirigés par Bhikkhu T. Dhammaratana et Bhikkhu Pāsādika. Paris: Librairie You-Feng, 13–56.

Clarke, Shayne

2004a “*Vinaya Mātṛkā*: Mother of the Monastic Codes, or Just Another Set of Lists? A Response to Frauwallner’s Handling of the Mahāsāṃghika *Vinaya*.” *Indo-Iranian Journal* 47.2: 77–120**.**

2004b “Right Section, Wrong Collection: An Identification of a Canonical Vinaya Text in the Tibetan *bsTan ’gyur—Bya ba’i phung po zhes bya ba* (*Kriyāskandha-nāma*).” *Journal of the American Oriental Society* 124.2: 335–340.

2009 “Monks Who Have Sex: *Pārājika* Penance in Indian Buddhist Monasticisms.” *Journal of Indian Philosophy* 37.1: 1–43.

2012 “Multiple Mūlasarvāstivādin Monasticisms: On the Affiliation of the Tibetan Nuns’ Lineages and Beyond.” Paper presented at Oslo Buddhist Studies Forum, University of Oslo, Norway, June 12, 2012.

2014 *Family Matters in Indian Buddhist Monasticisms*. Honolulu: University of Hawai’i Press.

2015 “Vinayas.” In *Brill’s Encyclopedia of Buddhism,* vol. 1, ed. Jonathan A. Silk. Leiden: Brill, 60–87.

2016 “The *’Dul bar byed pa (Vinītaka*) Case-Law Section of the Mūlasarvāstivādin *Uttaragrantha*: Sources for Guṇaprabha’s *Vinayasūtra* and Indian Buddhist Attitudes towards Sex and Sexuality.” *Journal of the*

International College for Postgraduate Buddhist Studies 20: 49–196.

2016–2017 "Lost in Tibet, Found in Bhutan: The Unique Nature of the Mūlasarvāstivādin Law Code for Nuns." *Buddhism, Law & Society* 2: 199–292.

2021 "On Some Curious Cases Where the Buddha Did Not Make a Rule: Palliative Care, Assisted Suicide, and Abortion in an Indian Buddhist Monastic Law Code." *International Journal of Buddhist Thought & Culture* 31.1: 13–113.

Delhey, Martin

2015 "The Library at the East Indian Buddhist Monastery of Vikramaśīla: An Attempt to Identify Its Himalayan Remains." *Manuscript Cultures* 8: 2–24.

Drewes, David

2011 "Dharmabhāṇakas in Early Mahāyāna." *Indo-Iranian Journal* 54: 331–372.

Emms, Christopher D.

2012 "Evidence for Two Mūlasarvāstivādin *Vinaya* Traditions in the Gilgit *Prātimokṣa-sūtra*s." MA thesis, McMaster University, September 2012. Open Access Dissertations and Theses. Paper 7337. 2014 年にマクマスター大学の機関リポジトリ"MacSphere"においてオンライン公開: http://hdl.handle.net/11375/12451.

Gethin, Rupert

2012 "Was Buddhaghosa a Theravādin? Buddhist Identity in the Pali Commentaries and Chronicles." In *How Theravāda is Theravāda? Exploring Buddhist Identities*, eds. Peter Skilling *et alii*. Chiang Mai: Silkworm Books, 1–63.

Härtel, Herbert

1956 *Karmavācanā: Formulare für den Gebrauch im buddhistischen Gemeindeleben aus ostturkistanischen Sanskrit-Handschriften.*

Sanskrittexte aus den Turfanfunden 3. Berlin: Akademie-Verlag. 2018 年にハイデルベルク大学図書館の「電子図書館」（Digitale Bibliothek）においてオンライン公開: https://doi.org/10.11588/diglit.37657.

von Hinüber, Oskar

1969 “Eine Karmavācanā-Sammlung aus Gilgit.” *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 119.1: 102–132. von Hinüber 2009, 1–31 に再録.

1985 “Die Bestimmung der Schulzugehörigkeit buddhistischer Texte nach sprachlichen Kriterien.” In *Zur Schulzugehörigkeit von Werken der Hīnayāna-Literatur*. Symposien zur Buddhismuskunde, III.1, ed. Heinz Bechert. Abhandlungen der Akademie der Wissenschaften in Göttingen. Philologisch-historische Klasse, Dritte Folge, Nr. 149. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 57–75. von Hinüber 2009, 38–56 に再録.

1991 *The Oldest Pāli. Manuscript: Four Folios of the Vinaya-Piṭaka from the National Archives, Kathmandu.* Untersuchungen zur Sprachgeschichte und Handschriftenkunde des Pāli II. Akademie der Wissenschaften und der Literatur in Mainz. Abhandlungen der Geistes- und Sozialwissenschaftlichen Klasse, Jahrgang 1991, Nr. 6. Stuttgart: Franz Steiner Verlag.

1995 “Buddhist Law According to the Theravāda-Vinaya: A Survey of Theory and Practice.” *Journal of the International Association of Buddhist Studies* 18.1: 7–45.

1996 *A Handbook of Pāli Literature.* Indian Philology and South Asian Studies 2. Berlin: Walter de Gruyter.

1999 *Das Pātimokkhasutta der Theravādin. Gestalt und Seine Entstehungsgeschichte. Studien zur Literatur des Theravāda-Buddhismus II.* Akademie der Wissenschaften und der Literatur. Abhandlungen der Geistes- und Sozialwissenschaftlichen Klasse, Jahrgang 1999, Nr. 6. Stuttgart: Franz Steiner Verlag.

2008 “The Foundation of the Bhikkhunīsaṃgha. A Contribution to the Earliest History of Buddhism.” *Annual Report of The International Research Institute for Advanced Buddhology at Soka University* 11: 3–29.

2009 *Kleine Schriften.* 2 vols., eds. Harry Falk and Walter Slaje. Wiesbaden: Harrassowitz Verlag.

Hirakawa Akira 平川彰

2000 『原始仏教の教団組織Ⅰ』平川彰著作集 11. 春秋社.

Hu-von Hinüber, Haiyan

2003 *Das Bhikṣu-Prātimokṣasūtra der Mūlasarvāstivādins anhand der Sanskrit-Handschriften aus Tibet und Gilgit sowie unter Berücksichtigung der tibetischen und chinesischen Übersetzungen kritisch herausgegeben*. 2014年にフライブルク大学の機関リポジトリ“FreiDok”においてオンライン公開: https://nbn-resolving.org/urn:nbn:de:bsz:25-opus-95350.

Kieffer-Pülz, Petra

1992 *Die Sīmā. Vorschriften zur Regelung der buddhistischen Gemeindegrenze in älteren buddhistischen Texten.* Monographien zur indischen Archäologie, Kunst und Philologie 8. Berlin: Dietrich Reimer Verlag.

2000 “Die buddhistische Gemeinde.” In *Der Buddhismus I. Der indische Buddhismus und seine Verzweigungen*, eds. Heinz Bechert *et alii*. Stuttgart: Kohlhammer, 281–402.

2012 “The Law of Theft: Regulations in the Theravāda Vinaya and the Law Commentaries.” *Journal of the Pali Text Society* 31: 1–54.

2013 *Verlorene Gaṇthipadas zum buddhistischen Ordensrecht. Untersuchungen zu den in der Vajirabuddhiṭīkā zitierten Kommentaren Dhammasiris und Vajirabuddhis*, 3 Bde. Veröffentlichungen der Indologischen Kommission 1. Wiesbaden: Harrassowitz Verlag.

2015 “Vinaya Commentarial Literature in Pāli.” In *Brill's Encyclopedia of Buddhism*, vol. 1, ed. Jonathan A. Silk. Leiden: Brill, 430–441.

2020 “Some Thoughts on Niḥsargikā Pātayantikā 27 (26) of the Sanskrit

Sarvāstivāda *Bhikṣuprātimokṣasūtras*." *Annual Report of The International Research Institute for Advanced Buddhology at Soka University* 23: 43–55.

2021a "Notes on the Introductions to the Sanskrit Sarvāstivāda and Mūlasarvāstivāda *Prātimokṣasūtra*s." *Annual Report of The International Research Institute for Advanced Buddhology at Soka University* 24: 39–51.

2021b "Buddhist Children and Misunderstood Crows." *Indo-Iranian Journal* 64.2: 175–197.

2021c "Vihāra in Pāli literature." Lecture, Online-Workshop *Studies in Buddhist Monastic Cultures.* German-Japanese Collaboration, March 3, 2021.

2022 "Sanskrit Sarvāstivāda *Bhikṣuprātimokṣasūtra*s from Kizil and Surroundings. An Investigation of Select Rules." In *Traces of the Sarvāstivādins in the Buddhist Monasteries of Kucha*, eds. Giuseppe Vignato and Satomi Hiyama. Leipzig Kucha Studies 3. Delhi: Dev Publishers, 257–282.

Kishino Ryōji 岸野亮示

2013 "A Study of the *Nidāna*: An Underrated Canonical Text of the *Mūlasarvāstivāda-vinaya*." PhD diss., UCLA. 2014 年にカルフォルニア大学の機関リポジトリ"eScholarship"においてオンライン公開: https://escholarship.org/uc/item/6gd606x5.

Lammerts, Christian

2010 "Notes on Burmese Manuscripts: Text and Images." *The Journal of Burma Studies* 14: 229–253.

Lamotte, Étienne

［1958］1988 *History of Indian Buddhism: From the Origin to the Śaka Era*. Translated from the French by Sara Webb-Boin under the supervision of Jean Dantinne. Publications de l'Institut Orientaliste de Louvain 36. Louvain-la-Neuve: Université Catholique de Louvain, Institut Orientaliste.

Langenberg, Amy Paris

2013 “Scarecrows, Upāsakas, Fetuses, and Other Child Monastics in Middle-Period Indian Buddhism.” In *Little Buddhas: Children and Childhoods in Buddhist Texts and Traditions*, ed. Vanessa R. Sasson. Oxford: University Press, 43–74.

Mitra, Debala

1971 *Buddhist Monuments*. Calcutta: Sahitya Samsad.

Ñāṇatusita, Bhikkhu

2017 “The Bāmiyān *Prātimokṣasūtra*: A ‘Buddhist Hybrid Text’.” *Journal of Buddhist Studies* 14: 183–226.

2018 “The Lavrov Collection *Prātimokṣasūtra*.” *Journal of Buddhist Studies* 15: 111–126.

Nattier, Janice J. and Charles S. Prebish

1977 “Mahāsāṃghika Origins: The Beginnings of Buddhist Sectarianism.” *History of Religions* 16.3: 237–272.

Norman, K. R.

1983 *Pāli Literature: Including the Canonical Literature in Prakrit and Sanskrit of all the Hīnayāna Schools of Buddhism.* A History of Indian Literature, vol. 7, fasc. 2. Wiesbaden: Harrassowitz.

Norman, K. R., Petra Kieffer-Pülz and William Pruitt, trans.

2018 *Overcoming Doubts* (*Kaṅkhāvitaraṇī), vol. I*: *The Bhikkhu-Pātimokkha Commentary*. Bristol: The Pali Text Society.

Pachow, W.

1955 *A Comparative Study of the Prātimokṣa on the Basis of its Chinese, Tibetan, Sanskrit and Pali Versions.* Santiniketan*:* The Sino-Indian Cultural Society.

Peters, Anne

1997 “Die birmanischen Kammavācā-Sammlungen mit neun Abschnitten.” In *Untersuchungen zur buddhistischen Literatur II,* eds. Heinz Bechert, Sven

Bretfeld, and Petra Kieffer-Pülz. Sanskrit-Wörterbuch der buddhistischen Texte aus den Turfan-Funden, Beiheft 8. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 273–284.

Prebish, Charles S.

1994　*A Survey of Vinaya Literature.* London - New York: Routledge.

Pruitt, William, trans., and K. R. Norman, ed.

2001　*The Pātimokkha.* Oxford: The Pali Text Society.

Sanderson, Alexis

2009　"The Śaiva Age: The Rise and Dominance of Śaivism during the Early Medieval Period." In *Genesis and Development of Tantrism*, ed. Shingo Einoo. Institute of Oriental Culture Special Series 23. Tokyo: Institute of Oriental Culture, University of Tokyo, 41–349.

Sasaki Kyōgo 佐々木教悟

1986　『上座部仏教』インド・東南アジア仏教研究 2. 平楽寺書店.

Sasaki Shizuka 佐々木閑

2006　「律蔵の成立問題に関する現在の状況」『印度學佛教學研究』54.2: 175–182.

Schlingloff, Dieter

1963　"Zur Interpretation des Prātimokṣasūtra." *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 113.3: 536–551.

Schmiedchen, Annette

2014　"6. Sachzeugnisse, 6.6. Indien, 6.6.2 Baulichkeiten." In *Enzyklopädie des Stiftungswesens in mittelalterlichen Gesellschaften*, Bd. 1: *Grundlagen*, ed. Michael Borgolte. Berlin: De Gruyter, 531–541.

2016　"Buddhistische Stiftungen." In *Enzyklopädie des Stiftungswesens in mittelalterlichen Gesellschaften*, Bd. 2: *Das soziale System Stiftung*, ed. Michael Borgolte. Berlin: De Gruyter, 570–572.

Schopen, Gregory

1990　"The Buddha as an Owner of Property and Permanent Resident in

Medieval Indian Monasteries." *Journal of Indian Philosophy* 18.3: 181–217. Schopen 1997, 258–289 に再録.

1997 *Bones, Stones, and Buddhist Monks: Collected Papers on the Archaeology, Epigraphy, and Texts of Monastic Buddhism in India*. Honolulu: University of Hawai'i Press.

2000 "The Good Monk and his Money in a Buddhist Monasticism of 'the Mahāyāna Period'." *The Eastern Buddhist* 32.1: 85–105. Schopen 2004, 1–18 に再録.

2004 *Buddhist Monks and Business Matters: Still More Papers on Monastic Buddhism in India.* Honolulu: University of Hawai'i Press.

2014 *Buddhist Nuns, Monks and Other Worldly Matters: Recent Papers on Monastic Buddhism in India.* Honolulu: University of Hawai'i Press.

Shimada Akira

2016 "Discovery of the Amaravati Stupa: Early Excavations and Interpretations." In *Amaravati: The Art of an Early Buddhist Monument in Context*, eds. Akira Shimada and Michael Willis. British Museum Research Publications 207. London: British Museum Press, 1–11.

von Simson, Georg

2000 *Prātimokṣasūtra der Sarvāstivādins, Teil 2: Kritische Textausgabe, Übersetzung, Wortindex sowie Nachträge zu Teil 1*. Sanskrittexte aus den Turfanfunden 11; Abhandlungen der Akademie der Wissenschaften in Göttingen, Philologisch-historische Klasse, Folge 3, Nr. 238. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht. ゲッティンゲン科学アカデミーの機関リポジトリ"res doctae"においてオンライン公開: https://doi.org/10.26015/adwdocs-432.

Skilling, Peter

2012 "Introduction." In *How Theravāda is Theravāda? Exploring Buddhist Identities*, eds. Peter Skilling *et alii*. Chiang Mai: Silkworm Books, xiii–xxxii.

Strauch, Ingo

2008　*The Bajaur Collection: A New Collection of Kharoṣṭhī Manuscripts. A Preliminary Catalogue and Survey.* Online version 1.1. (May 2008). 2016 年にローザンヌ大学の機関リポジトリ“Serval”においてオンライン公開: https://serval.unil.ch/en/notice/serval:BIB_75BBA82CE34E.

2014　“Looking into Water-Pots and over a Buddhist Scribe’s Shoulder: On the Deposition and the Use of Manuscripts in Early Buddhism.” *Études Asiatiques* 68.3: 797–830.

Tatia, Nathmal

1976　*Lokottaramahāsāṃghikānāṁ Prātimokṣasūtram.* Tibetan Sanskrit Works Series 16. Patna: Kashi Prasad Jayaswal Research Institute.

Tournier, Vincent

2018　“A Tide of Merit: Royal Donors, Tāmraparṇīya Monks, and the Buddha’s Awakening in 5th–6th-Century Āndhradeśa.” *Indo-Iranian Journal* 61.1: 20–96.

Warder, A. K.

［1971］2004　*Indian Buddhism*. Delhi: Motilal Banarsidass.

Wille, Klaus

2009　“Buddhist Sanskrit Sources from Khotan.” In *The British Library Sanskrit Fragments,* vol. II. 1, eds. Seishi Karashima and Klaus Wille. Tokyo: The International Research Institute for Advanced Buddhology, Soka University, 25–72.

Witkowski, Nicholas

2015　“The Ascetic Lifestyle in the Early Indian Buddhist Monastery: A Study of the *Dhūtaguṇa* Practices in the *Vinaya* Tradition.” PhD diss., Stanford University. 2024 年にスタンフォード大学の電子リポジトリにおいてオンライン公開：https://purl.stanford.edu/wq364th0334/version/1.

訳者付記

本稿は、マインツ科学文学アカデミーのペトラ・キーファー=ピュルツ博士（Dr. Petra Kieffer-Pülz）による仏教の律と僧団に関する小論 “Brief Summary of the Development of Buddhist Monastic Law Codes and Institutions”（*Buddhism, Law & Society* 6, 2020–2021, 147–184）の日本語訳である。キーファー=ピュルツ博士はパーリ律研究の泰斗として長らく世界の第一線で活躍してこられた研究者であり、ここに訳出した論考には、仏教の律と僧団の発展の概要が参考文献一覧と共に簡潔に論じられている。

本稿は、藤本が八尾史博士（東京大学准教授）よりキーファー=ピュルツ博士の論考を推薦され、それを原始仏教の講義の基礎資料として翻訳したことに端を発する。その内容には一部修正を要する点や、研究者の間で見解の分かれる点もあるが、仏教の律と僧団に関する欧米圏の最新の二次資料を挙げ、随所に研究課題を示している点で有益であるため、基礎的な参考文献として学生や他の研究者が容易に参照できるよう日本語訳を公表することにした。

本稿の最終的な日本語訳は、2024 年の 2 月から 7 月にかけて行った読書会において藤本が用意した下訳を検討、修正する形で作成した。訳出に当たっては、日本語の文章として読みやすくなるように適宜語句を補足したり、構文を変えたりしたが、大幅な補足に関しては四角括弧でこれを明示した。原文において一重引用符で強調されている箇所は日本語訳では傍点を付した。原著の脚注に載せられている書誌情報は参考文献の情報と同じであるため、全て著者年引用方式に改めた。また、訳者注で新たに使用した略号と参考文献は原著のものに組み込んだ。相互参照が容易になるように章と節に番号を付した。原文中、軽微な誤りと思われる箇所は特に断りなく修正したが、以下の箇所については著者に確認した上で修正した。

・p. 158, 5　（誤）forfeiture　→（正）expiation

・p. 165, 23　（誤）loan contract　→（正）permanent endowments
・p. 167, 4　（誤）the term *saṅgha*　→（正）the Buddhist community
・p. 167, 11　（誤）as well as　→（正）削除
・p. 167, 12f.　（誤）the word *saṅgha* designates the monastics only, and can refer
→（正）‘Buddhist community’ may refer to monastics only, designated as *saṅgha*. *Saṅgha* can refer
・p. 168, 9　（誤）sixty years　→（正）100 years
・p. 174, 22　（誤）nine　→（正）削除
・p. 178, 4　（誤）months　→（正）years

なお、“upasampadā”などのインド語の専門用語については、当初日本語の論文において慣習的に使用される古典中国語による訳語、例えば「受戒」を用いてみたが、そうすると、著者が理解する概念の内容と少なからぬ齟齬が生じたため、基本的には原文の英訳にもとづいた現代日本語による翻訳を試みた。ただし、書名や章名、現代の研究者の名前については原則的に原文の通りローマ字表記にし、地名や部派名、歴史的人物の名前などについては片仮名や一般に通用している訳語を用いた。

本稿作成後、律に関する最新の研究・概説書として、岸野亮示（編）『戒律研究へのいざない』（臨川書店, 2024）と袴谷憲昭『律蔵研究序説』（私家版, 2024）が出版されたことを記しておく。

読書会に参加し、貴重なご意見を下さった野武美弥子博士（早稲田大学非常勤講師）と三代舞博士（駒澤大学講師）、専門用語と内容について数多くの有益な助言を下さった八尾史博士、日本語訳を快諾し、疑問点に丁寧に答えてくださったキーファー=ピュルツ博士に心よりお礼申し上げる。

本稿は、日本学術振興会特別研究員奨励費（課題番号 23KJ2058）および仏教伝道協会日本人留学生奨学金の研究成果の一部である。

（文責：藤本）

著者付記

私の論文を丹念に読んでくださった藤本庸裕氏に感謝したい。氏にご指摘頂いたいくつかの齟齬や誤記は、この日本語訳において修正することができた。